

令和6年度大分県福祉のまちづくり推進協議会  
次 第

日 時

令和6年11月15日(金) 10:00~11:30

場 所

大分県庁新館5階 51会議室

1 開会あいさつ

2 議 題

(1) 「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等について(資料1、2)

(2) 福祉のまちづくりに関する取組について (資料3)

(3) その他 (資料4)

3 閉会あいさつ

大分県福祉のまちづくり推進協議会出席者名簿(五十音順)

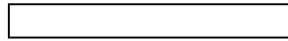
区分	所属団体	職名	委員氏名	出欠	代理出席者
委員	大分県保育連合会	副会長	伊井 雪江	○	
	大分市ホテル旅館事業協同組合	理事	池辺 京子	○	
	一般社団法人 大分県身体障害者福祉協会	次長	岩崎 恵子	○	
	公益社団法人 大分県建築士会	支部役員	梅木 恵美	×	
	大分県商工会議所女性会連合会	副会長	梅野 雅子	○	
	一般社団法人 大分県タクシー協会	専務理事	江熊 春彦	○	
	社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会	理事	加藤 順子	×	
	公益社団法人 大分県精神保健福祉会	事務局員	佐藤 いづみ	○	
	国立大学法人 大分大学	准教授	柴田 建	○	
	公益財団法人 大分県老人クラブ連合会	理事	白根 喜代子	○	
	社会福祉法人 大分県盲人協会	会長	玉井 和年	○	※介助者1名
	学校法人文理学園 日本文理大学	助教	福田 健	○	
	九州旅客鉄道株式会社大分支社	副社長	藤井 秀一郎	○	
	社会福祉法人 日出町社会福祉協議会	次長	堀 さおり	代理出席	常務理事 藤本英示
	だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会	共同代表	宮西 君代	○	
	一般社団法人 大分県バス協会	専務理事	望月 郁男	×	
NPO法人桜ピースワーク	理事長	吉岡 尚美	○		
公益社団法人 大分県手をつなぐ育成会	理事	渡辺 浩二郎	○		
県関係課	企画振興部 交通政策局 地域交通・物流対策室	主事	川野 慎太郎		
	土木建築部 建設政策課	副主幹	三浦 沙織		
	土木建築部 建築住宅課	副主幹	角上 靖和		
	県警本部 交通規制課	交通管制官	酒谷 智之		
事務局	福祉保健部 福祉保健企画課	地域共生社会推進監	難波 功		
	福祉保健部 福祉保健企画課	主幹(総括)	後藤 辰徳		
	福祉保健部 福祉保健企画課	専門幹	後藤 恒爾		

# 令和6年度 大分県福祉のまちづくり推進協議会 配席図

場所: 県庁舎新館5階 51会議室

会

長



- 大分県保育連合会  
伊井委員 ○
- 大分県身体障害者福祉協会  
岩崎委員 ○
- 大分県タクシー協会  
江熊委員 ○
- 大分大学  
柴田委員 ○
- 大分県盲人協会  
玉井委員 ○
- 玉井委員介助者 ○
- 日出町社会福祉協議会  
藤本代理委員 ○
- NPO法人桜ピースワーク  
吉岡委員 ○

- 大分市ホテル旅館事業協同組合  
池辺委員 ○
- 大分県商工会議所女性連合会  
梅野委員 ○
- 大分県精神保健福祉会  
佐藤委員 ○
- 大分県老人クラブ連合会  
白根委員 ○
- 日本文理大学  
福田委員 ○
- 九州旅客鉄道株式会社大分支社  
藤井委員 ○
- だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会  
宮西委員の介助者  
宮西委員 ○
- 大分県手をつなぐ育成会  
渡辺委員 ○

関係課	事務局	事務局
○ ○	○ ○	○ ○

関係課	関係課	関係課
○ ○	○ ○	○ ○

傍聴席	傍聴席	傍聴席
-----	-----	-----



出入口

## 大分県福祉のまちづくり推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 大分県福祉のまちづくり条例の理念に基づき、高齢者や障がい者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することのできる福祉のまちづくりを推進するため、大分県福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに係る連絡調整に関すること。
- (4) その他福祉のまちづくりの推進に関して必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (専門部会)

第6条 特定の事項について協議を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長がこれを招集する。
- 3 専門部会長は、会長が指名し、専門部会長が専門部会の議長となる。

### (庶務)

第7条

協議会の庶務は、大分県福祉保健部福祉保健企画課において処理する。

### 付 則

この要綱は、平成15年3月13日から施行する。

(別表)

大分県福祉のまちづくり推進協議会委員名簿  
(五十音順)

機関・団体名	役職	氏名
大分県保育連合会	副会長	伊井 雪江
大分市ホテル旅館事業協同組合	理事	池辺 京子
一般社団法人大分県身体障害者福祉協会	次長	岩崎 恵子
公益社団法人大分県建築士会	支部役員	梅木 恵美
大分県商工会議所女性会連合会	副会長	梅野 雅子
一般社団法人大分県タクシー協会	専務理事	江熊 春彦
社会福祉法人大分県聴覚障害者協会	理事	加藤 順子
大公益社団法人大分県精神保健福祉会	事務局員	佐藤 いづみ
国立大学法人大分大学	准教授	柴田 建
公益財団法人大分県老人クラブ連合会	理事	白根 喜代子
社会福祉法人大分県盲人協会	会長	玉井 和年
学校法人文理学園 日本文理大学	助教	福田 健
九州旅客鉄道株式会社大分支社	副社長	藤井 秀一郎
社会福祉法人日出町社会福祉協議会	次長	堀 さおり
だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会	共同代表	宮西 君代
一般社団法人大分県バス協会	専務理事	望月 郁男
NPO法人桜ピースワーク	理事長	吉岡 尚美
公益社団法人大分県手をつなぐ育成会	理事	渡辺 浩二郎

令和5年度大分県福祉のまちづくり推進協議会 会議録

日時：令和5年11月20日（月）10：00～11：30  
 場所：県庁本館6階 防災活動支援室1

(1) 「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等について

委員発言	事務局回答
<p>適用除外の多い用途の施設について説明をしてほしい。</p>	<p>病院や診療所、児童・老人福祉施設等の面積要件のない特別特定施設について、届出件数が多いことから、比例して適用除外の件数も多くなっている。また、適用除外した項目は、人的介助により代替とするものである。</p>

(2) 福祉のまちづくりに関する取組について

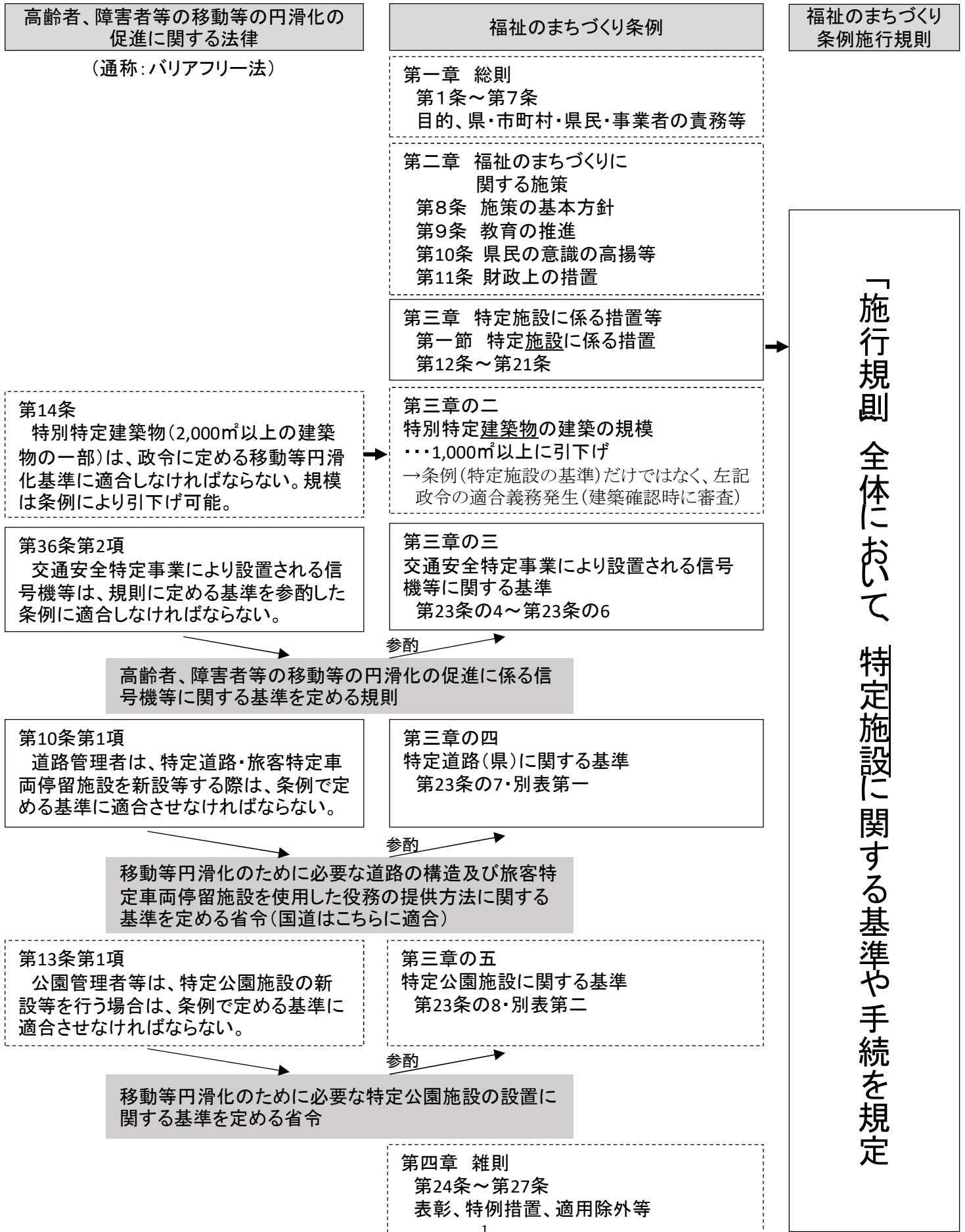
委員発言	事務局回答
<p>大分あったか・は一と駐車場と一般の多目的駐車場が混同されて、大分あったか・は一と駐車場が利用しにくい状況にある。また、駐車場に傾斜があり、乗り降りの際に危険を感じることもある。</p>	<p>あったか・は一と駐車場は幅3.5mの区画と2.5mとプラスワンの区画の2種類で施設にご協力いただいている。3.5m幅の区画は車いす利用者が優先的に駐車できるよう、その他の方はなるべくプラスワン区画に駐車するようにお願いをしている。今後、利用者や施設管理者により周知をしていきたい。駐車場の傾斜については、福祉のまちづくり条例において規定されていないため、今後、検証したい。</p>
<p>大分あったか・は一と駐車場について、令和4年1月から聴覚障がい者も対象となった。実際に駐車場を利用しようとしたが、利用していい枠か判らなかつた。再度説明がほしい。</p>	<p>協力していただいている施設には、カラーコーンや金属製の看板による表示をお願いしている。施設にもわかりやすい表示ができるよう協力を依頼している。</p>
<p>交通について、矢印信号が短く渋滞が発生している場所がある。改善はできないか。</p>	<p>大市内の信号は、交通量によって信号機の秒数が変わるシステムを導入している。その中でも特に交通量が多い交差点については、手動による操作を踏まえて対応しているが、少しでもスムーズに交差点を流すために秒数が短くなってしまうところもある。</p>

委員発言	事務局回答
<p>音響信号機について、夕方以降鳴らない場所が多いように感じる。周辺への配慮などは理解しているが、障がい者の命に繋がることでもあるため理解いただきたい。また、歩車分離式の音響信号が一方しか鳴らないところがあるため、改良をお願いしたい。</p>	<p>スマートフォンアプリにより、進行方向の信号の色を知らせる補助ができないか検討を進めているところ。歩車分離信号についても検討を進めているところ。</p>
<p>エスコートゾーンについて、大分市の計画で市内中心部から整備する計画となっているが、障がい者がよく利用する場所から整備してほしいと思っている。</p>	<p>今後、検討したい。</p>
<p>トイレについて、利用者の多い施設でトイレへの音声案内がなく利用しにくい場所がある。ルールによって音声案内を付けていないと、非常に困っていることを知ってもらいたい。</p>	<p>—</p>

## 【概要】

本条例は、福祉のまちづくりに関し、関係者の責務を明らかにするとともに、特定施設(建築物)等を安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずることにより、県民の福祉の増進に資することを目的としている。

下記のとおり、法によらず規定している項目(特定施設等)と、法に基づき規定している項目に分かれる。





## 1 「特定施設」整備促進のための仕組み

### ①「特定施設」の「基礎的基準」「誘導的基準」の策定（条例第12条）

多数の人が利用する施設（特定施設※1）について、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準（基礎的基準）と目標となる基準（誘導的基準）を規定。

### ②基準に適合した特定施設への適合証の交付（条例第16条）

基礎的基準又は誘導的基準に適合した特定施設が、希望する場合には、適合証を交付し、施設利用者への情報提供等に資することとする。

### ③「特別特定施設」新築等の際の届出等（条例第18条、第19条、第20条、第21条）

特定施設のうち、規則で定めるもの（特別特定施設※2）の新築等をしようとする際は、着工30日前までに届出が必要。基礎的基準に適合した整備（適用除外となる場合（※3）を除く）が行われるよう、指導・助言を実施。無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表ができる。

新築等の届出の内容に変更がある際、工事を完了した際にも届出が必要。

※1 特定施設：多数の者が利用する建築物及び道路・公園その他の公共の用に供する施設で施行規則で規定するもの。

※2 特別特定施設：面積要件を満たした特定施設。施行規則で規定。

※3 適用除外となる場合：

- ・基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合
- ・構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準への適合が困難である場合

## 2 基礎的基準・誘導的基準の具体例

### 例1：出入口

#### ① 基礎的基準

イ 幅は、内のを 80センチメートル以上とすること（口に掲げるものを除く。）。

#### ② 誘導的基準

（一）多数の者が利用する出入口（（二）に規定するもの並びにエレベーターのかご及び昇降路に設けられるものを除き、かつ二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものとする。

イ 幅は、内のを 90センチメートル以上とすること。

（二）多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものとする。

イ 幅は、内のを 135センチメートル以上とすること。

### 例2：駐車場

#### ① 基礎的基準

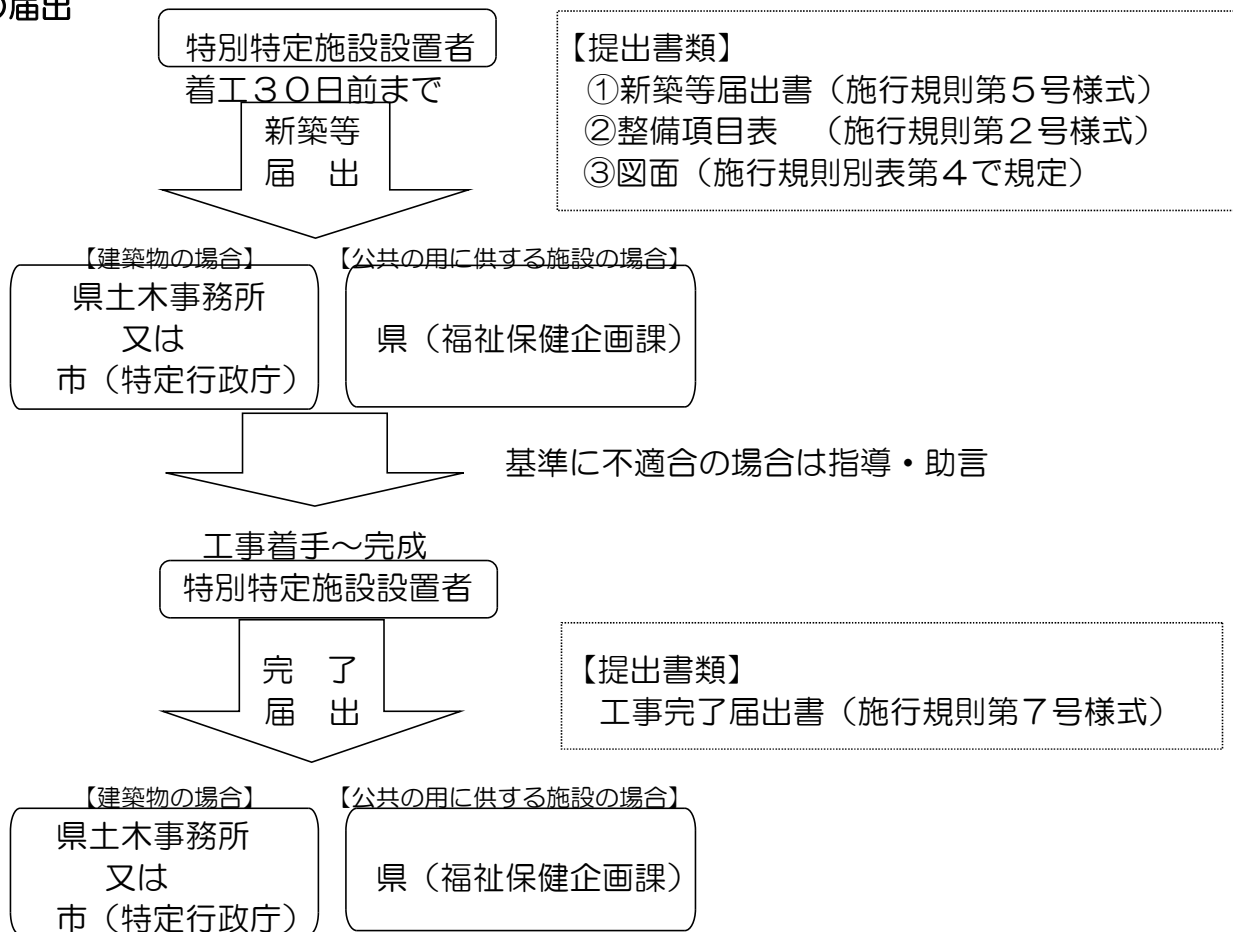
（一）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が安全かつ容易に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を 一以上設けること。

#### ② 誘導的基準

（一）多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

## 届出等の流れ

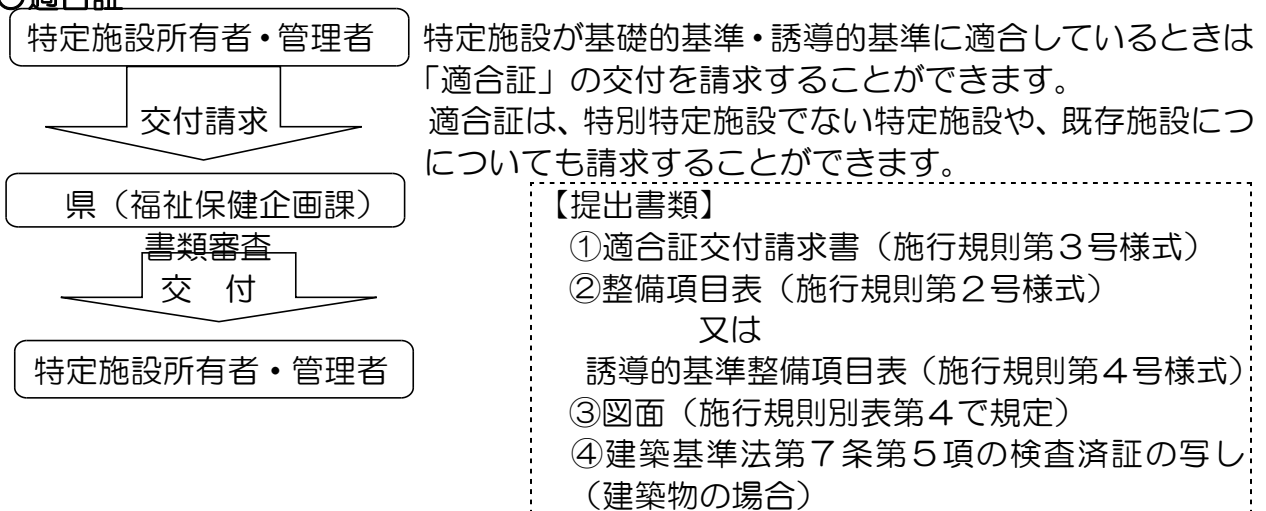
### ○届出



※ 無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表を行うことがあります。

※【建築物の場合】建築確認申請を指定確認検査機関に行う場合も、福祉のまちづくり条例による届出を県土木事務所又は市の建築指導担当課に行う必要があります。

### ○適合証



## 新築等届出・適合状況（令和5年度）

用途	届出件数	うち			全部適合の割合	一部適用除外の割合	不適合の割合
		全部適合	一部適用除外	不適合			
1 学校等	1	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
2 病院、診療所	12	7	5	0	58.3%	41.7%	0.0%
3 老人保健施設	0	0	0	0			
4 劇場等	0	0	0	0			
5 集会場等	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
6 展示場	0	0	0	0			
7 物販	13	7	6	0	53.8%	46.2%	0.0%
8 ホテル等	1	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
9 事務所(23除く)	0	0	0	0			0.0%
10 共同住宅等	6	2	4	0	33.3%	66.7%	0.0%
11 児童・老人福祉施設等	33	11	22	0	33.3%	66.7%	0.0%
12 体育館等	0	0	0	0			
13 博物館等	0	0	0	0			
14 公衆浴場	0	0	0	0			
15 飲食店	0	0	0	0			
16 サービス業	0	0	0	0			
17 学習塾等	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
18 工場	3	1	2	0	33.3%	66.7%	0.0%
19 駐車場等	0	0	0	0			
20 自動車車庫	0	0	0	0			
21 公衆便所	0	0	0	0			
22 火葬場	0	0	0	0			
23 官公庁舎	1	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
24 複合用途建築物	4	2	2	0	50.0%	50.0%	0.0%
<b>計</b>	<b>76</b>	<b>32</b>	<b>44</b>	<b>0</b>	<b>42.1%</b>	<b>54.3%</b>	<b>0.0%</b>

○ 面積規模を定めていない「病院、診療所」や「老人福祉施設等」については、適用除外と不適合の割合が多くなっている。

○ なお、不適合の施設については、適合させるよう指導し、従わない場合は県知事による勧告などの手続きをとることができることとなっている。

## 基礎的基準の適用除外・不適合項目の状況（令和5年度）

項目		基準	適用除外
1	移動等円滑化経路	(1) 移動等を円滑化にする経路の設置	6
		(2) 階段・段を設けない	5
2	出入口	イ 幅は、内のり80cm	6
		ロ 直接地上へ通ずる出入り口の幅は内のり90cm以上	6
		ハ 戸は、容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	9
3	廊下等	(1) 滑りにくい表面とし、段差を示す点状ブロック等を敷設	9
		(2) 直接地上へ通ずる出入り口の幅は内のり120cm以上	19
4	階段	(1) 踊り場に手すり、点状ブロック等を敷設	13
		(2) うち1か所以上は、内のり90cm以上	7
5	傾斜路	階段に代替又は併設する傾斜路の設置	1
6	エレベーター及びその乗降ロビー	かごの大きさや鏡、手すり等の設置、乗降ロビーの広さ	5
8	便所	(1) 十分な空間の確保や手すり設置	11
		(2) ベビーチェア、ベビーベッド等の設置	0
		(3) 床置き式小便器、壁掛式小便器等の設置	2
		(4) 腰掛式便座の設置	1
		(5) 操作が容易な洗面器の設置	14
9	客室・寝室	(1) 車椅子利用者が利用できる客室等の設置	0
		(2) 車椅子委利用者専用便房設置、浴室、シャワー室の手すり設置等	1
10	敷地内通路	(1) 段や傾斜路の部分に手すり等の設置	9
		(2) 120cm以上の幅、開閉が容易な戸等の設置	8
11	駐車場	車いす使用者用駐車施設を1以上設置	6
12	標識	エレベーター、駐車施設、便所を示す表示設置	10
13	案内設備	案内板や施設の状況を視聴覚障がい者に示す設備の設置	20
14	案内設備までの経路	案内設備等までの経路に点状ブロック等を敷設	17
17	記載用カウンター	車いす使用者が利用できる記載用カウンターの設置	0
19	浴室	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置	0
20	更衣室・シャワー室	更衣室、シャワー室の内法等の確保	1
21	授乳及びおむつ交換場所	床面積2000㎡以上の建物に設置	0

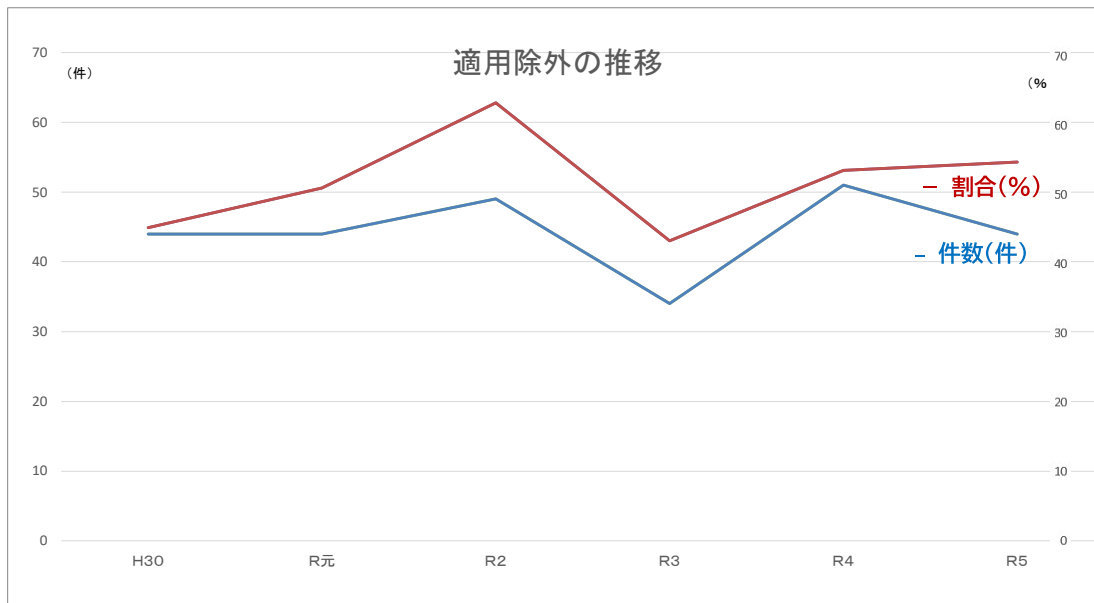
※番号は基礎的基準の項目番号

186

※不適合項目、無届施設は該当なし

適用除外の推移

用途	適用除外件数						適用除外の割合					
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	H30	R元	R2	R3	R4	R5
1 学校等	0	0	0	2	2	1				40.0%	40.0%	100.0%
2 病院、診療所	7	3	10	6	9	5	50.0%	27.3%	58.8%	85.7%	60.0%	41.7%
3 老人保健施設	0	0	0	0	1	0					100.0%	
4 劇場等	0	0	0	0	0	0						
5 集会場等	0	2	0	0	0	0		100.0%				
6 展示場	0	0	0	0	0	0						
7 物販	2	1	3	2	3	6	25.0%	25.0%	100.0%	18.2%	25.0%	46.2%
8 ホテル等	3	5	1	1	2	1	60.0%	50.0%	100.0%	50.0%	66.7%	100.0%
9 事務所(23除く)	0	0	3	0	0	0			100.0%			
10 共同住宅等	3	7	0	4	5	4	42.9%	87.5%		44.4%	83.3%	66.7%
11 児童・老人福祉施設等	26	23	31	18	25	22	50.0%	51.1%	59.6%	48.6%	59.5%	66.7%
12 体育館等	0	0	0	0	0	0						
13 博物館等	0	0	0	0	0	0						
14 公衆浴場	0	0	0	0	1	0					100.0%	
15 飲食店	0	0	0	0	0	0						
16 サービス業	0	0	0	0	0	0						
17 学習塾等	0	0	0	0	1	0					100.0%	
18 工場	3	3	1	1	2	2	33.3%	75.0%	100.0%	50.0%	66.7%	66.7%
19 駐車場等	0	0	0	0	0	0						
20 自動車車庫	0	0	0	0	0	0						
21 公衆便所	0	0	0	0	0	0						
22 火葬場	0	0	0	0	0	0						
23 官公庁舎	0	0	0	0	0	1						
24 複合用途建築物	0	0	0	0	0	2						50.0%
計	44	44	49	34	51	44	44.9%	50.6%	62.8%	43.0%	53.1%	54.3%



○適用除外の件数、割合ともに減少傾向にあるとはいえない

○施設の規模に制限のない児童・老人福祉施設、病院・診療所の適用除外が多い

### 適用除外の内容と除外理由（5年度）

用途	うち 一部適用除外	主な適用除外対象整備項目	適用除外となった主な基準	除外理由
1 学校等	1	敷地内通路(2)、廊下、階段、駐車場、標識、案内設備等	点字ブロック、車椅子回転場所、手すり、案内標識等の設置	人的支援
2 病院、診療所	5	廊下(5)、案内設備(5)、経路(5)、便所(3)、敷地内通路(3)、標識(3)他	点字ブロック、車椅子回転場所、手すり、案内標識等の設置	人的支援
3 老人保健施設	0			
4 劇場等	0			
5 集会場等	0			
6 展示場	0			
7 物販	6	案内設備(8)、便所(5)、案内経路(4)、エレベーター	点字ブロック等視覚障害者設備、操作が容易な洗面器手すり等の設置、エレベータ内にロビー位置表示	人的支援 代替設備設置
8 ホテル等	1	階段(4)、シャワー室	踊場の点字ブロック等設置、階段の幅(内法120cm以上)、シャワー室非常用ボタン設置	人的支援
9 事務所(23除く)	0			
10 共同住宅等	4	階段(3)、出入口(2)、廊下等(2)、駐車場(2)、標識(2)他	階段の内法(120cm以上)、容易に出入(幅80cm以上)、廊下(幅120cm以上)、駐車施設(幅135cm以上)、標識設置等	人的支援
11 児童・老人福祉施設等	22	廊下(24)、便所(17)、出入口(12)、階段(12)、敷地内通路(12)、案内経路(12)、案内設備(8)、更衣室シャワー(2)他	円滑に利用できる便所の確保、操作が容易な洗面器設置、手すり、点字ブロック設置、更衣室等の出入口(幅80cm以上)他	人的支援 施設の特性 代替設備設置
12 体育館等	0			
13 博物館等	0			
14 公衆浴場	0			
15 飲食店	0			
16 サービス業	0			
17 学習塾等	0			
18 工場	2	敷地内通路(5)、廊下等(4)、階段(3)、便所(3)他	移動円滑化経路(幅120cm以上、50m毎に車椅子回転可)、滑りにくい素材、手すり、回り階段でない、十分な広さの便房設置他	施設の特性 人的支援
19 駐車場等	0			
20 自動車庫	0			
21 公衆便所	0			
22 火葬場	0			
23 官庁庁舎	1	階段、案内設備	視覚障害者のための点字ブロック、案内設備設置	人的支援
24 複合用途建築物	2	廊下等(2)、階段(2)、案内設備、エレベーター	点字ブロック、案内設備設置、エレベーター奥行(内法135cm以上)他	人的支援
<b>計</b>	<b>44</b>			

## 九州各県の適用除外への取り組み状況

県	適用除外の指針等	小規模施設等への対応
福岡県	建物基準のQ&Aを作成し、詳細な適用除外の考え方を明示	特になし
佐賀県	届け出の報告様式の注意書きに記述	特になし
長崎県	特になし	特になし
熊本県	事前協議の届け出時期を基本的な計画を策定した時点（基本設計）として詳細な指導を実施（基準はバリアフリー法）	事前協議対象施設の面積を低く設定している（300㎡以上等）
大分県	特になし	特になし
宮崎県	特になし	種別により、一定基準以下の施設について別途適合基準を設け努力義務を課している
鹿児島県	特になし	特になし
沖縄県	特になし	特になし」

## 福岡県の建築物の基準Q & A

「不特定かつ多数の者が利用する部分」とは何を指しますか。

※不特定かつ多数の者とは、主として高齢者、障害者等が利用する施設にあっては、専ら当該施設を利用する高齢者、障害者等を含みます。

[平成19年9月1日公表]

[平成20年8月修正]

- 条例において、「不特定かつ多数の者」とは、当該施設に勤務する人など特定の人以外の、いわゆる施設の利用者や来客者などを指すほか、別表第1の欄中第1号の施設など、利用者が専ら高齢者や障害者等である施設にあっては、「専らその施設を利用する高齢者、障害者等を含む」ものです。
- 学校については、「来客が想定される管理部門」や、例えば「生涯学習用に図書室が地域に開放されて、高齢者、障害者等を含む不特定かつ多数の者が敷地内通路や校舎内の廊下及び図書室を利用する場合の当該部分」などが想定されます。
- 学校(幼稚園)と同様の利用形態の保育所(1号施設)及び放課後児童健全育成事業を行う施設(1号施設)等については、「来客が想定される管理部門」が基準の適用範囲となります。
- 事務所、工場については、従業員以外の外来者が利用する部分が、共同住宅等については、共用部分及び各住戸の出入口までが、基準の適用範囲となります。
- 共同住宅に設けられる集会室は、一般的には特定の人の利用と考えられますが、集会室を入居者以外が利用するような場合については、集会室の規模にかかわらず基準適用の対象となります。大規模な集会室(集会室の床面積が概ね200平方メートル以上)については、入居者以外の利用が想定されるため、基準適用の対象として取り扱うこととします。
- 病院及び診療所の病室は、主として高齢者、障害者等が利用する部分として、基準の適用範囲となります。

条例第15条第1項ただし書「建築物の構造その他やむを得ない」に該当する場合とはどのような場合ですか。

[平成19年9月1日公表]

例えば次のような場合が考えられます。

- 敷地の状況、建築物の構造それぞれを考えた場合は不可能ではないが、理由が重なり整備が不可能である場合
- 用途変更、大規模な修繕若しくは模様替に係るもので、工事を行わない部分について基準に適合していない場合

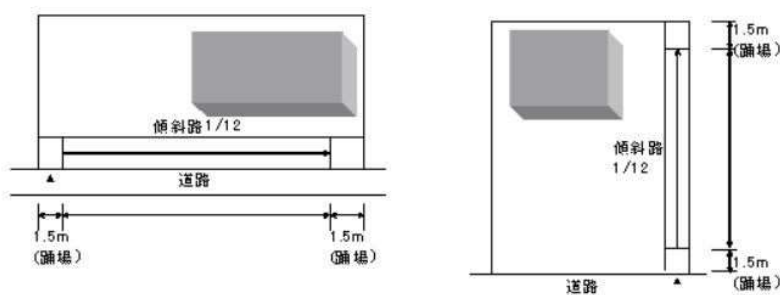


条例第15条第1項ただし書「敷地の状況からやむを得ない」に該当する場合とはどのような場合ですか。

[平成19年9月1日公表]

敷地内通路について、段差の解消又は傾斜路の構造が基準を満たさないことに関し、敷地の状況からやむを得ないものとして条例第15条第1項ただし書を適用する場合とは、敷地が急傾斜地等にあつて、かつ、その規模が狭小であることにより、スロープを整備することが困難な次のような場合が考えられます。

$(\text{敷地の長辺の長さ}) - (1.5\text{m} \times 2) < (\text{前面道路と計画地盤の高低差}) \times 12$  の場合



※実際には、敷地は整形でないことが多く、また、前面道路が複数ある場合など、それぞれの敷地の状況により、個別に判断されるべきものですが、判断のための指針として示したものです。

条例第15条第2項「整備基準と同等の他の措置」とはどのような措置ですか。

[平成19年9月1日公表]

[平成22年3月一部修正]

条例第15条第2項「整備基準と同等の他の措置」(以下「代替措置」という。)とは、人的対応や設備の設置による措置等が考えられ、例えば次のようなものが考えられます。

【人的対応による代替措置】

整備箇所	(1) 廊下等	(2) 敷地内通路等	(3) 階段・傾斜路
代替措置が可能な部分	出入口から受付等までの誘導用床材	敷地内通路の視覚障害者用床材(注意喚起用床材、誘導用床材) ※視覚障害者用床材の敷設が当該利用者の利用上支障となる部分のみが対象です。したがって、支障とならない部分は、整備基準に適合させる必要があります。	階段又は傾斜路上端における注意喚起用床材 ※注意喚起用床材の敷設が当該利用者の利用上支障となる部分のみが対象です。したがって、支障とならない部分は、整備基準に適合させる必要があります。
代替措置の内容	建物出入口が見通せる場所(視覚的障害物がないこと)に、常時人が待機している受付等を設置すること	1及び2に該当すること 1. 利用者の来所にあたって送迎を行う場合、または敷地入口にインターホンが設置された場合などの人的対応を行うこと 2. 注意喚起用床材を敷設すべき部分を、周囲の床材と色彩、明度等に差がある床材により仕上げること	注意喚起用床材を敷設すべき部分を、周囲の床材と色彩、明度等に差がある床材により仕上げること
代替措置の対象となる施設	全てのまちづくり施設	別表第1第1号の施設のうち、専ら特定の利用者が利用する施設(専ら視覚障害者が利用する施設を除く。)	

# 佐賀県の適用除外に関する注意書

1 出入口	
ユニバーサルデザイン施設整備基準	
直接地上へ通ずる出入口の構造	幅は内法90cm以上の 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 段差の解消
	1以上の出入口の構造 幅は内法120cm以上の うち1以上の出入口は感知式の自動ドア (注1)
駐車場へ通ずる出入口の構造	幅は内法90cm以上の 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 段差の解消
多数の者が利用する各室の出入口の構造 (注2)	幅は内法90cm以上の 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 開閉により戸の一部が廊下等の壁面線を超えない構造 段差の解消
透明なガラス戸等には衝突防止のための表示や衝突防止用手すり等を設置 車寄せにはひさし、雨よけ等を設置 電気等のスイッチは、ワイド版等操作しやすいものとする	
(注1) 管理上支障がある場合は感知式ではない自動ドアとする。	
(注2) 昇降機の設置義務のない建物の直接地上へ通ずる階以外の部分にあるものを除く。	

(注3) 車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅等の場合を除く。

(注4) 4の項の昇降機が設置される場合は、それぞれ1以上の経路にその昇降路を含むこと。また、共同住宅等の場合は、直接地上へ通ずる出入口がある階の各住戸(寄宿舍又は下宿の場合、部屋)の出入口に至る廊下等に限り、昇降機の設置義務のない建物の場合は、直接地上へ通ずる階以外の部分にあるものを除く。

(注5) 高さが16センチメートル以下の場合を除く。

(注6) こう配が20分の1以下の場合を除く。

(注9) 教育訓練施設のうち養護学校以外の学校及び共同住宅等の場合を除く。

(注10) かが内、かが及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。

- (注11) 多数の者が利用する便所を設ける場合のみ。
- (注12) 男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上設ける。
- (注13) 教育訓練施設のうち学校及び共同住宅等の場合を除く。
- (注14) 側面に壁等があり安定した姿勢を確保することができる場合又は寄り掛かることができる構造の洗面器の場合を除く。
- (注15) 簡易型多機能便房は、次の機能を有すること。ただし、多機能便房を設置した場合を除く。
- (ア) 小型の手動車いす又はベビーカーと一緒に利用可能なスペース(正面から入る場合は奥行190センチメートル、幅90センチメートル及び出入口の幅80センチメートル程度、側面から入る場合は奥行220センチメートル、幅90センチメートル及び出入口の幅90センチメートル程度)を確保すること。
  - (イ) 腰掛け式便器、手すり及び操作しやすい便器洗浄ボタンを設けること。
  - (ウ) 出入口の段差を解消すること。
- (注18) 高さが16センチメートル以下又はこう配が20分の1以下の場合を除く。
- (注19) 車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅等の場合を除く。
- (注20) こう配が12分の1以下で高さが16センチメートル以下の傾斜路又はこう配が20分の1以下の傾斜路の場合を除く。
- (注21) 付近に公共的な駐輪スペースが設置されている場合、前面道路が通常歩行者専用道路の場合等を除く。

## 熊本県の事前協議制度

### 3 特定建築物等についての事前協議制度について

事前協議制度は、バリアフリー法ややさしいまちづくり条例に定められた特定建築物等の建築主等へ、指導・助言を的確に行うために設けられているものです。

特定建築物等の建築等を行う際に、一定の規模以上については、基本的な計画を策定した時点で、担当窓口で事前協議を行う必要があります。

手続の方法及び担当窓口については、詳しくは[建築課の事前協議提出書類のページ](#)をご覧ください。

# 宮崎県の小規模施設の整備基準

整備項目表（建築物（小規模施設に限る。））

施設の名 称	
施設の所在地	
記入方法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「レ」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

## 1 出入口（注1）

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、80cm以上		cm		
(2) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がないこと。				
(3) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(4) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注1） 用途面積 2,000㎡未満の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。

## 2 廊下等

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 表面は、粗面で滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 建物出入口から各室出入口に至る経路の廊下等の構造（注2）	ア 幅は、120cm以上	cm		
	イ 末端部分及び50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保			
	ウ 高低差がある場合は、傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	<input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> 昇降機		
	エ 出入口等に接する部分は水平とする。			
(3) 傾斜路及び踊場の構造	ア 幅は、120cm（段を併設する場合は、90cm）以上	cm (併設 cm)		
	イ 勾配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下	高さ cm 勾配 1/		
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場の設置	高さ cm 踏幅 cm		
	エ 表面は、滑りにくい仕上げ			

（注2） エレベーターが設置される場合は、それぞれ1以上の経路にその昇降路を含むこと。また、エレベーターの設置義務のない公共的施設の場合は、直接地上へ通ずる階以外の部分にあるものを除く。

# 車両減価償却費

## 補助金の交付イメージ(減価償却費)

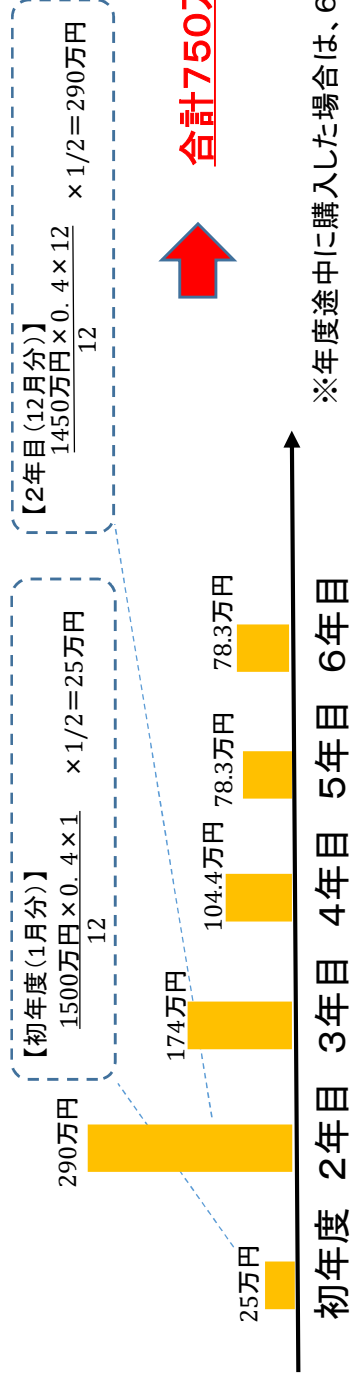
バス会社Aが、地域間幹線系統のB系統の運行に使用するバス車両の更新のため、ノンステップバスを8月に約2,000万円で購入  
 <補助対象経費額> 車両購入費、付属品  
 <補助対象限度額> 1,500万円(ノンステップバス)  
 <償却方法(償却率)> 定率法(残存価格×0.4)により5年間で償却

### 【算定式】

$$\text{減価償却費} \times \text{減価償却率} \times \text{使用月数}$$

12月

<補助額>



# 共生のまち整備事業について

## ・目的

高齢者や障がい者などを含む全ての県民が行動面で障壁がなく自由に行動し、社会・経済・文化等あらゆる分野の活動に参加することができるように、県が管理する既存の公共施設において、歩道等の改良、県有施設の改修、交通環境の整備などのバリアフリー化等を推進する事業。

## ・施工例（令和5年度）

県道 鉄輪亀川線(別府市:別府医療センター前)【カラー舗装の整備&視覚障がい者用誘導標示の設置】



国道217号(佐伯市:大手前交差点)【視覚障がい者用誘導標示の設置】



豊肥保健所など【多目的トイレの整備、トイレ洋式化、玄関スロープの設置など】



## ・令和6年度 事業内容及び事業費

全体事業費 C=80,000千円

①歩道等改良 C=47,000千円

- ・県道 鉄輪亀川線 歩道改修（段差等解消、視覚障がい者用誘導標示の更新）（別府市）
- ・県道 松岡日岡線 歩道改修（段差等解消、視覚障がい者用誘導標示の更新）（大分市）など 計10路線

②県有施設改修 C=24,000千円

- ・大分県庁新館（車椅子利用者用駐車場屋根設置、車椅子利用者用駐車区画整備）（大分市）
- ・九重青少年の家（トイレ洋式化）（九重町） など 計 5箇所

③交通環境整備 C=9,000千円

- ・歩行者用信号機の視覚障がい者用音響装置等整備(大分市、別府市) など 計 7箇所

※令和7年度も本事業を継続して実施し、各施設のバリアフリー化を進める。

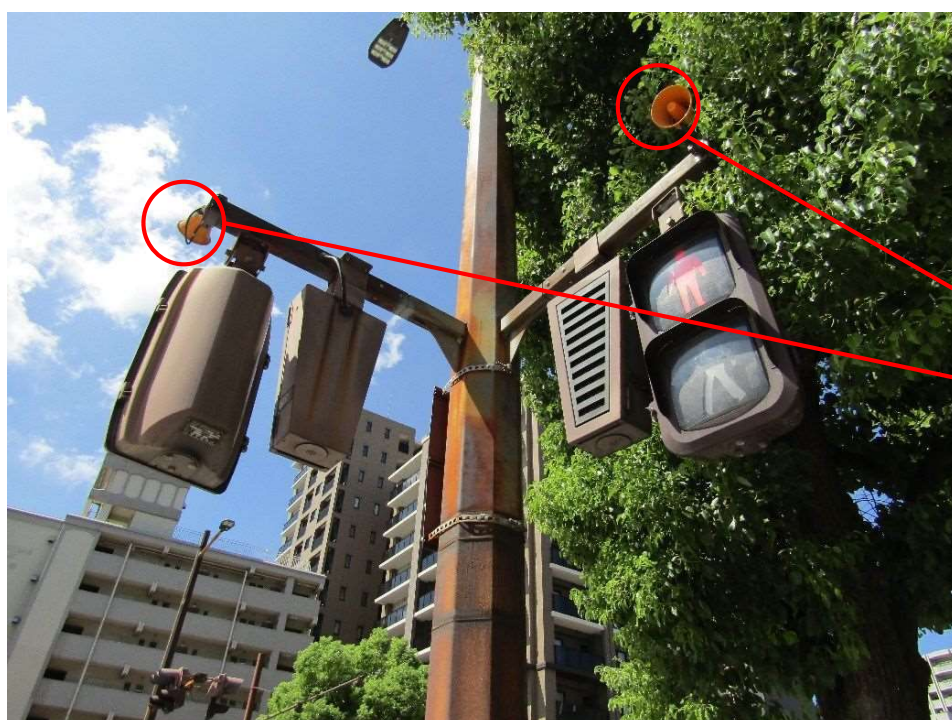
## バリアフリー信号機の整備

### 【概要】

高齢者・障がい者・児童などすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会実現を目的とした共生のまち整備事業に伴い、音響式などバリアフリー対応の信号機を整備する。

※令和6年度の整備状況は別紙のとおり

音響信号用  
制御機



スピーカー



令和6年度音響信号機整備予定箇所



令和6年度音響信号機整備予定箇所



日田警察署管内



豊後大野警察署管内

令和6年度音響信号機整備予定箇所



佐伯警察署管内

# 新たな大分県地域福祉基本計画案（素案）の概要

資料 4 - 1

## 第1 計画の趣旨等

### 1 計画の趣旨

少子高齢化や核家族化の進行等により、人間関係が希薄化し、家族や地域の支え合い機能が低下する中、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた施策展開を図るもの

### 2 計画の位置付け

- ・社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画
- ・大分県長期総合計画の部門計画
- ・ユニバーサルデザイン推進の基本指針

### 3 計画期間

5年間（令和7～11年度） ※ 現行計画の期間 令和2～6年度

## 第2 地域福祉を取り巻く現状・課題

### 1 人口減少や世帯構造の変化

2050（R32）年（推計） 人口84.1万人、高齢化率40.5%  
地域における関係性の希薄化、支え合い機能の低下

### 2 世帯の抱える課題の複雑化・複合化

ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー

### 3 新型コロナウイルス感染症感染拡大による変化

困窮世帯の増加、孤独・孤立の顕在化

### 4 社会福祉法の改正

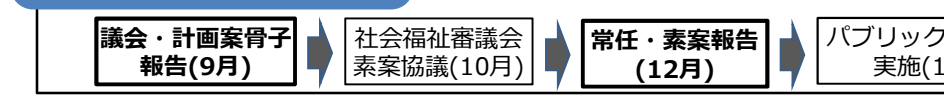
- ・R3.4「重層的支援体制整備事業」を新設  
地域共生社会を実現するためのツール  
地域づくり支援、相談支援、参加支援を一体的に実施

## 第3 計画の基本的事項

### 1 基本理念

誰もが共に支え合い、一人ひとりが生きがいや役割を持って暮らすことのできる地域共生社会の実現

## 策定スケジュール（案）



## 2 基本方針

地域共生 社会の実現	1 共に支え合う地域づくり
	2 多機関が協働した相談支援体制の整備
	3 社会とのつながりづくり

## 第4 計画の具体的取組（施策体系）

### I 共に支え合う地域づくり

#### 1 参加の場・居場所の確保に向けた支援

(1)多世代交流・支え合い活動 (2)地域コミュニティ

#### 2 多様な主体による地域づくりの推進

(1)県民一人ひとりの役割 (2)民生委員・児童委員 (3)多様な担い手の発掘  
(4)社会福祉法人の地域貢献活動 (5)民間事業者等との協働

#### 3 頻発する災害への対応

(1)災害時に配慮を要する人を支える地域づくり

### II 多機関が協働した相談支援体制の整備

#### 1 包括的な相談支援体制の整備

(1)複合的課題に対応する相談体制  
(2)多機関協働による総合的な支援体制

#### 2 関係機関・団体等の役割

(1)社会福祉協議会 (2)地域の相談支援機関 (3)地域福祉団体  
(4)社会福祉人材の確保・育成 (5)質の維持

### III 社会とのつながりづくり

#### 1 多様化する生活課題への対応

(1)生活困窮者等 (2)孤独・孤立  
(3)移動に困難を抱える人 (4)住民参加型福祉サービス等の推進

#### 2 権利擁護の推進

(1)成年後見制度等の利用促進 (2)児童・高齢者・障がい者の虐待防止

#### 3 共生意識の醸成と取組の促進

(1)ユニバーサルデザイン (2)合理的配慮

# 大分県地域福祉基本計画

<素案>

令和 7 (2025) 年 3 月

## 大分県地域福祉基本計画 目次

1	<b>第1章</b>	<b>計画の趣旨等</b> .....	<b>4</b>
2	1	計画の趣旨 .....	5
3	2	計画の位置付け .....	6
4	3	計画期間 .....	6
5	4	計画の策定体制及び進行管理 .....	6
6	<b>第2章</b>	<b>地域福祉を取り巻く現状・課題</b> .....	<b>7</b>
7	第1節	人口減少・少子高齢化や世帯構造の変化 .....	8
8	1	人口の減少・少子高齢化の進行 .....	8
9	(1)	人口の減少 .....	8
10	(2)	少子高齢化の進行 .....	8
11	2	世帯構造の変化 .....	9
12	(1)	世帯構成 .....	9
13	(2)	高齢者のいる世帯の状況 .....	9
14	第2節	支援が必要な人の状況 .....	10
15	1	高齢者の状況 .....	10
16	(1)	要支援・要介護認定者の状況 .....	10
17	(2)	認知症高齢者の状況 .....	10
18	2	障がい者の状況 .....	11
19	(1)	身体障がい者 .....	11
20	(2)	知的障がい者 .....	11
21	(3)	精神障がい者 .....	11
22	3	児童の状況 .....	12
23	(1)	ひとり親家庭の状況 .....	12
24	(2)	児童虐待相談対応件数の推移 .....	13
25	4	生活困窮者等の状況 .....	14
26	(1)	生活保護受給者数の推移 .....	14
27	(2)	生活困窮者自立支援制度の利用状況 .....	15
28	5	災害時要配慮者への支援 .....	15
29	(1)	福祉避難所の指定状況 .....	15
30	(2)	個別避難計画の作成状況 .....	16
31	第3節	世帯が抱える課題の複雑化・複合化 .....	17
32	第4節	新型コロナウイルスの感染拡大による変化 .....	18
33	(1)	生活困窮者の増加 .....	18
34	(2)	孤独・孤立の顕在化 .....	18
35	第5節	社会福祉法の改正 .....	19
36	<b>第3章</b>	<b>計画の基本的事項</b> .....	<b>20</b>

1	1	基本理念	21
2	2	基本方針	21
3		<b>第4章 計画の具体的取組</b>	<b>23</b>
4	第1節	共に支え合う地域づくり	24
5	1	参加の場・居場所の確保に向けた支援	24
6		(1) 住民主体の多世代交流・支え合い活動の推進	24
7		(2) 地域コミュニティの育成支援	25
8	2	多様な主体による地域づくりの推進	25
9		(1) 県民一人ひとりの役割	25
10		(2) 民生委員・児童委員への支援の充実	26
11		(3) 多様な地域福祉の担い手の発掘	27
12		(4) 社会福祉法人等による地域貢献活動の促進	29
13		(5) 民間事業者等との協働	29
14	3	頻発する災害への対応	30
15		(1) 災害時に配慮を要する人を支える地域づくりの推進	30
16	第2節	多機関が協働した相談支援体制の整備	34
17	1	包括的な相談支援体制の整備	34
18		(1) 複合的課題に対応する相談体制の整備	34
19		(2) 多機関の協働による総合的な支援体制の整備	35
20	2	関係機関・団体等の役割	35
21		(1) 社会福祉協議会の役割	35
22		(2) 地域の相談支援機関の役割	36
23		(3) 地域福祉団体の役割	37
24		(4) 社会福祉人材の確保・育成	38
25		(5) 社会福祉事業の質の確保	40
26	第3節	社会とのつながりづくり	41
27	1	多様化する生活課題への対応	41
28		(1) 生活困窮者等に対する支援	41
29		(2) 孤独・孤立等への対応	45
30		(3) 通院や買い物等移動に困難を抱える人に対する支援	47
31		(4) 住民参加型福祉サービス等の推進	48
32	2	権利擁護支援の推進	49
33		(1) 成年後見制度等の利用促進	49
34		(2) 児童・高齢者・障がい者の虐待防止	51
35	3	共生意識の醸成と取組の促進	52
36		(1) ユニバーサルデザインの推進	52
37		(2) 合理的配慮の推進	53

## 第1章 計画の趣旨等



## 1 計画の趣旨

本県では、平成17(2005)年に「大分県県民福祉計画」、平成27(2015)年・令和2(2020)年に「大分県地域福祉基本計画」を作成し、広域的な見地から地域福祉の取組を進めるとともに、市町村における地域福祉の取組を支援してきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化等により、家族や地域の支え合い機能が低下している中で、支援を要するひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、子育て世帯等が増加していることから、これまで以上に、地域住民同士が、共に支え合う体制づくりが求められています。

併せて、児童虐待やひきこもり等とともに、いわゆる「ダブルケア」、「ヤングケアラー」、「8050問題」など、個人や世帯の抱える課題も複雑化・複合化し、縦割りの支援制度では対応困難な事例も増加していることから、そうした課題を抱える方を包括的に支援する体制の整備も進めていかなければなりません。

今回新たに策定する計画は、こうした社会情勢の変化を踏まえ、支え合い機能の強化や包括的支援体制の整備などの取組を進め、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた施策展開を図るものです。

### 持続可能な社会を目指して～SDGsの実現～

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)は、持続可能な世界を実現するための17ゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指しています。

地域福祉の施策については、「誰一人として取り残さない」というSDGsの理念を踏まえて取組を進めていく必要があります。

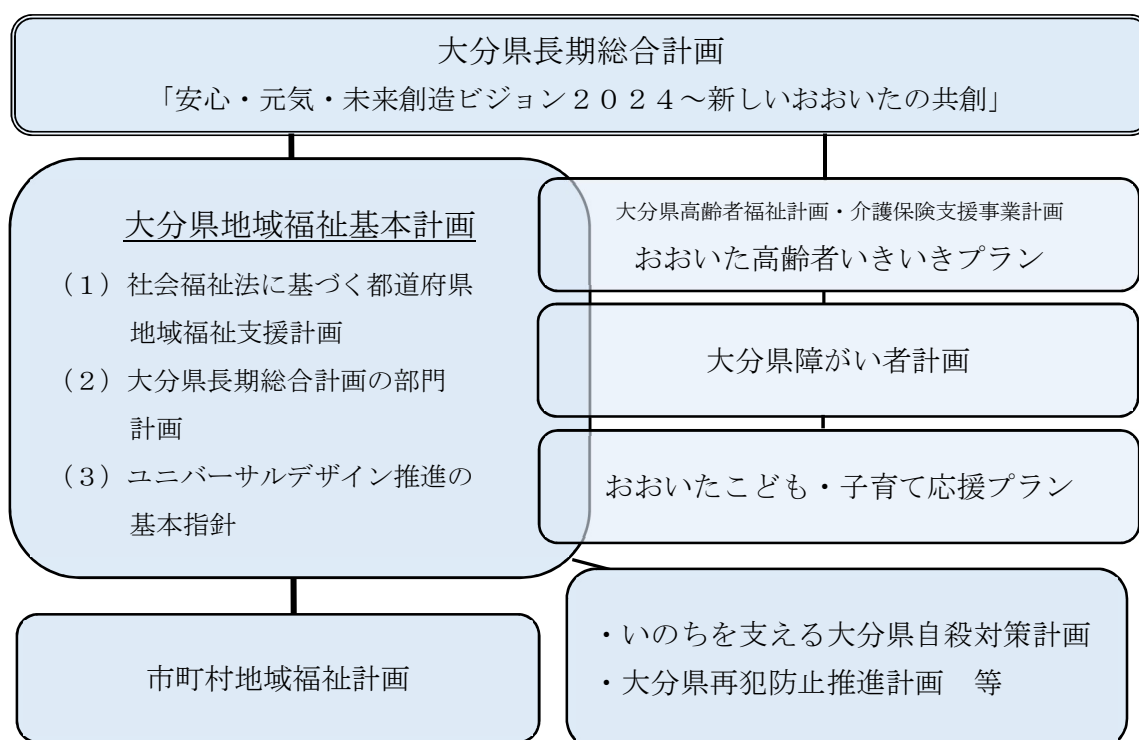
本計画と方向性を同じくするSDGsのゴールは次のとおりです。



## 2 計画の位置付け

(1) 本計画は、広域的な見地から市町村の地域福祉を推進するための社会福祉法に基づく「都道府県地域福祉支援計画」、本県の長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創」における地域福祉部門の計画、及び「ユニバーサルデザイン思想」の普及を進めていくうえでの基本指針として位置づけるものです。

(2) 福祉における分野ごとの計画である「おおいた高齢者いきいきプラン」や「大分県障がい者計画」、「おおいたこども・子育て応援プラン」などとの関係においては、各分野の施策を推進するにあたって、各分野で共通して取り組む事項について、本計画で考え方を示すものです。



## 3 計画期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年を計画期間としています。

## 4 計画の策定体制及び進行管理

計画の推進にあたり、県、市町村、関係機関等が連携して取り組むとともに、目標指標の進捗状況について、毎年度、検証することとします。

また、計画の期間中であっても、必要に応じて、社会福祉審議会等で意見を聴いたうえで計画の見直しを行うものとします。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

## 第1節 人口減少・少子高齢化や世帯構造の変化

### 1 人口の減少・少子高齢化の進行

#### (1) 人口の減少

本県の総人口は、112万3,852人（令和2（2020）年国勢調査）ですが、平成6（1994）年以降減少傾向にあり、令和17（2035）年には100万人、令和27（2045）年には90万人を下回ることが見込まれています。

#### (2) 少子高齢化の進行

本県の15歳未満の「年少人口」は、136,329人（令和2（2020）年国勢調査）ですが、5年前（平成27（2015）年）と比較すると10,084人減少（△6.9%）しています。

15歳から64歳の「生産年齢人口」についても、613,637人（令和2（2020）年国勢調査）と、5年前と比較すると約43,532人減少（△6.6%）しています。

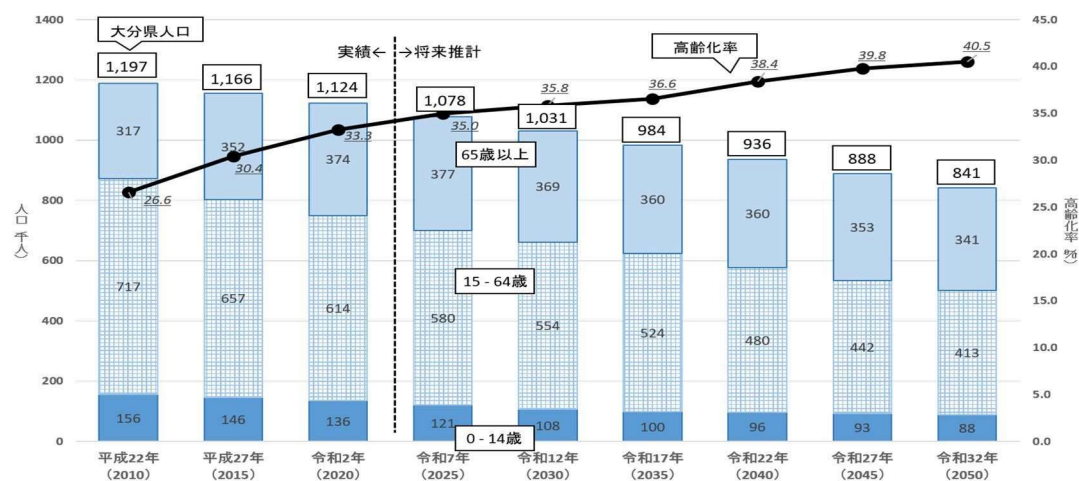
「年少人口」と「生産年齢人口」については、今後ますます減少する見込みであり、令和32（2050）年には、令和2（2020）年より3割以上減少し、それぞれ、8万8千人、41万3千人になる見込みです。

一方、本県の65歳以上の「高齢者人口」は、373,886人（令和2（2020）年国勢調査）となっており、5年前と比較すると22,141人増加（+6.3%）しています。

高齢者人口は、令和7（2025）年の37万7千人をピークに減少に転じ、令和32（2050）年には、34万1千人になると見込まれますが、高齢者の割合を示す「高齢化率」は、33.3%（令和2（2020）年）から上昇を続け、2050年には40.5%に達すると見込まれます。

特に、85歳以上の高齢者は、7万2千人（令和2（2020）年国勢調査）から、9万4千人（令和32（2050）年）に増加し、長寿化が今後一層進む見込みです。

【人口・高齢化率推移】



※ 令和2（2020）年までは総務省「国勢調査」、令和7（2025）年度以降は国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

※ 国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない。

（単位：人）

	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
総人口	1,196,529	1,166,338	1,123,852	1,077,540	1,031,171	984,098	936,394	888,208	841,343
0～14歳	155,634	146,413	136,329	121,144	107,894	99,674	96,110	92,598	87,721
15～64歳	717,319	657,169	613,637	579,681	553,998	524,338	480,480	442,300	412,914
65歳以上	316,750	351,745	373,886	376,715	369,279	360,086	359,804	353,310	340,708
65～74歳	147,780	169,848	178,451	155,216	135,087	127,358	137,355	141,241	126,410
75歳～84歳	120,825	120,579	122,964	144,279	151,224	132,427	116,494	110,888	120,581
85歳～	48,145	61,318	72,471	77,220	82,968	100,301	105,955	101,181	93,717
高齢化率(%)	24.3	30.4	33.3	35.0	35.8	36.6	38.4	39.8	40.5

## 2 世帯構造の変化

### (1) 世帯構成

本県の総世帯数は、48万6,535世帯（2015年10月1日現在）ですが、今後も減少を続け、2040年には、42万6千世帯と、2015年より6万世帯減少（△12.4%）する見込みです。

一方、高齢者世帯数については、19万5,981世帯（2015年）となっていますが、2025年まで増加を続け21万1千世帯に達した後、減少に転じ、2040年には19万9千世帯となる見込みです。

世帯構成については、今後、「① ひとり暮らし（単独）世帯」や、「④ ひとり親（ひとり親と子からなる）世帯」の割合が上昇する一方、「③ ふたり親（夫婦と子からなる）世帯」や、「⑤ 三世同居等（その他）世帯」は減少することが見込まれ、家庭内での家族による支え合い機能の低下が懸念されます。

### (2) 高齢者のいる世帯の状況

本県の高齢者世帯数は、2025年の21.1万世帯をピークに減少に転じますが、全世帯に占める高齢者世帯割合については、その後も上昇を続け、2040年には全世帯の概ね半数（46.7%）が高齢者世帯となる見込みです。

ひとり暮らし高齢者（高齢者単独世帯）については、2025年以降も増加を続け、2040年には高齢者世帯の4割（40.0%）が単独世帯となる見込みです。

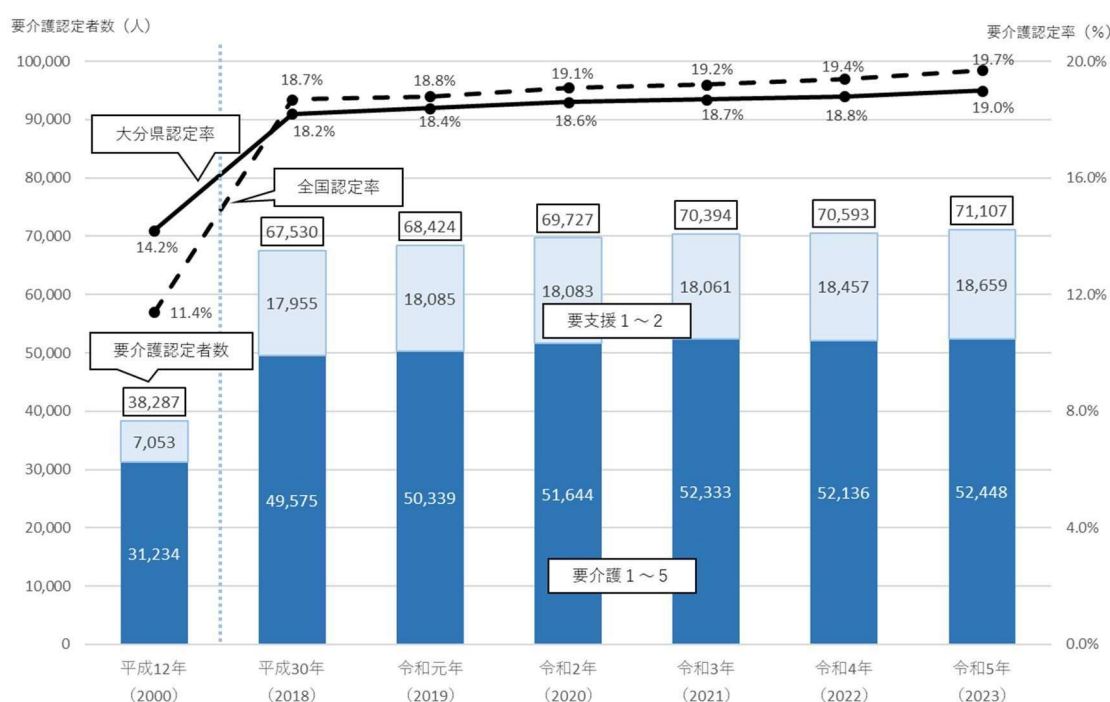
## 第2節 支援が必要な人の状況

### 1 高齢者の状況

#### (1) 要支援・要介護認定者の状況

本県の要介護・要支援認定者数は、介護保険が導入された平成12(2000)年度末には38,287人でしたが令和5(2023)年度末には、71,107人と、約1.9倍に増加しています。

要介護認定率については、令和5(2023)年度は19.0%で全国平均を0.7ポイント下回っています。



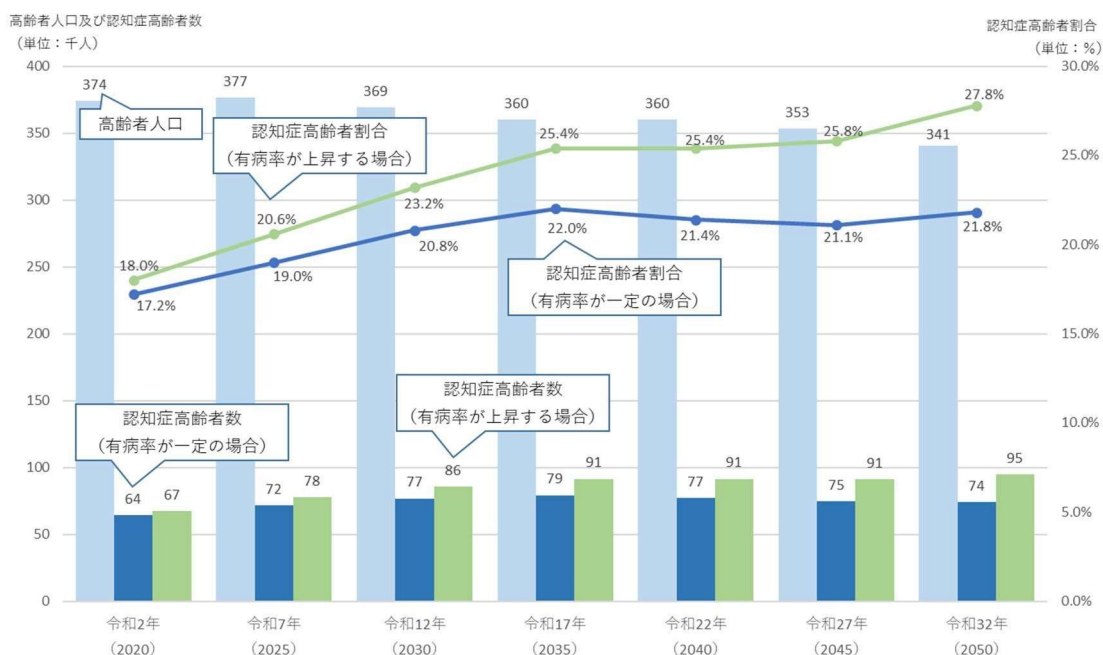
※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年度末現在

#### (2) 認知症高齢者の状況

本県の令和2(2020)年の認知症高齢者は6.4～6.7万人と推定されており、65歳以上人口に占める割合は17.2～18.0%となります。

認知症高齢者は今後も増加することが見込まれており、令和12(2030)年には7.7～8.6万人となり、65歳以上人口に占める割合は20.8～23.2%と、高齢者の約4～5人に1人が認知症高齢者になると推計されています。

【認知症高齢者数等の推移】



- ※ 1. 高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
- 2. 認知症高齢者数は、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26（2014）年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）に基づく推計

2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者

本県の身体障害者手帳交付者数は、55,093人（令和5（2023）年度末）となっていますが、平成30（2018）年からの5年間で6,308人の減（△10.3%）と減少傾向にあります。

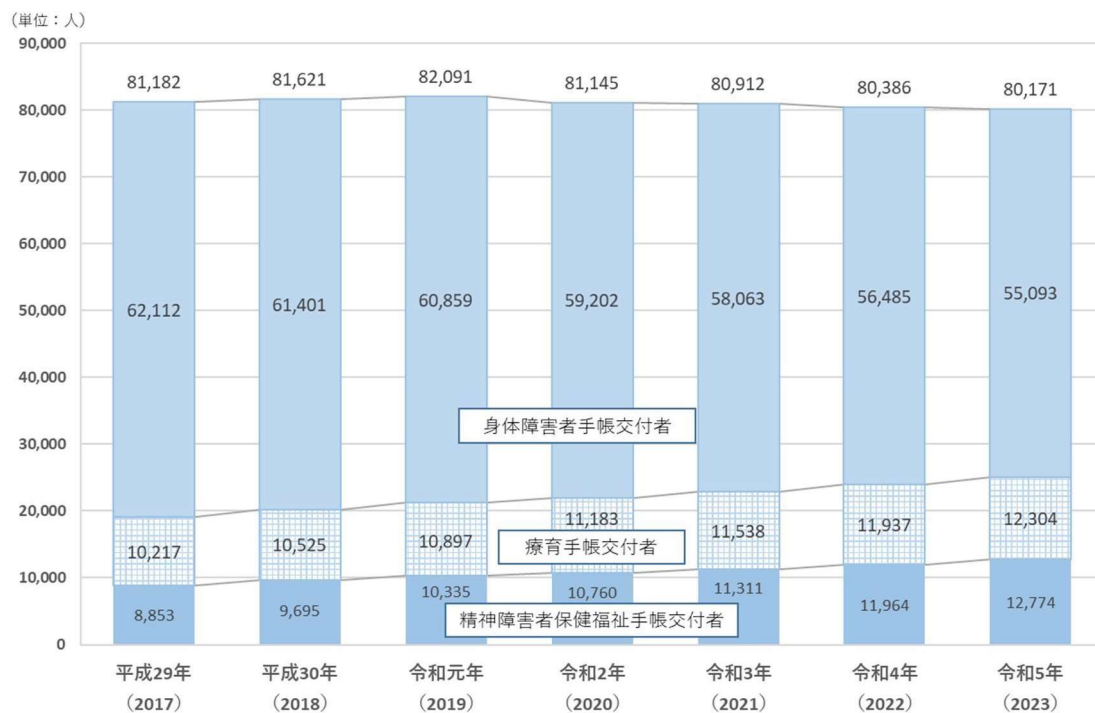
(2) 知的障がい者

療育手帳交付者数は、12,304人（令和5（2023）年度末）となっていますが、この5年間で1,779人増加（+16.9%）しています。

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳交付者数は、12,774人（令和5（2023）年度末）となっていますが、この5年間で3,079人増加（+31.8%）しています。

【障害者手帳交付者数の推移】



※ 大分県調べ。交付者数は各年度末現在

1 **3 児童の状況**

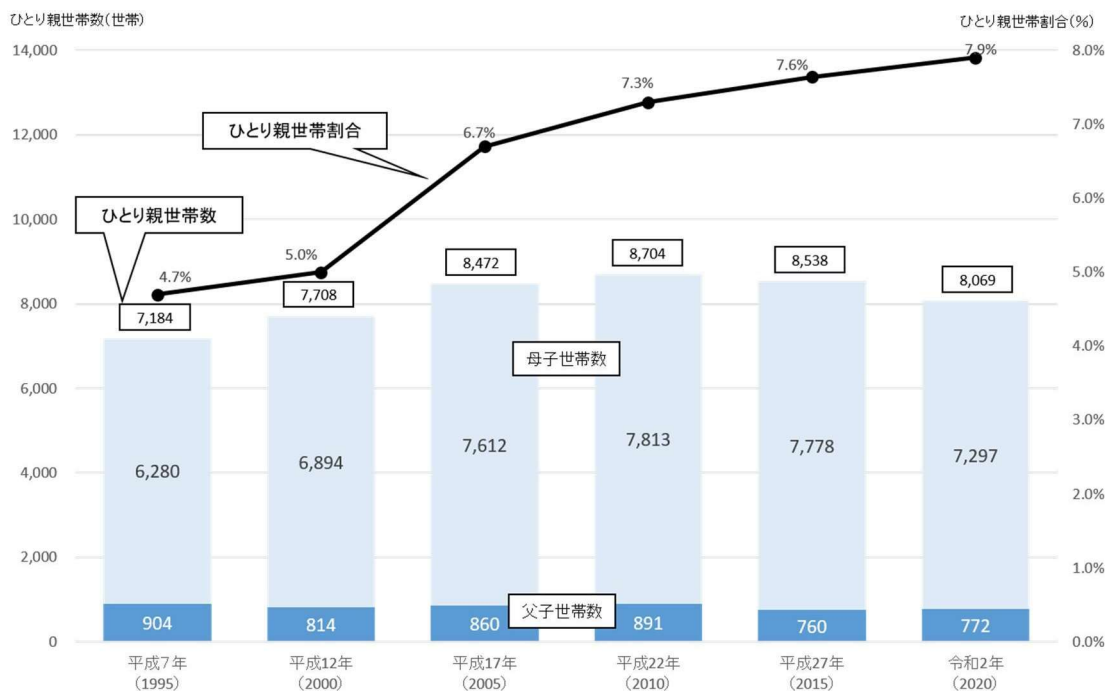
2 **(1) ひとり親家庭の状況**

3 令和2（2020）年のひとり親世帯数は、8,069世帯であり、その内訳は、母子世帯が7,297  
4 世帯（約90%）、父子世帯が772世帯（約10%）となっています。

5 ひとり親世帯割合（20歳未満の世帯員のいる世帯のうち父子家庭又は母子家庭の割合）  
6 については、平成7（1995）年は4.7%でしたが、令和2（2020）年には7.9%に上昇して  
7 います。



【ひとり親世帯数・世帯割合の推移】



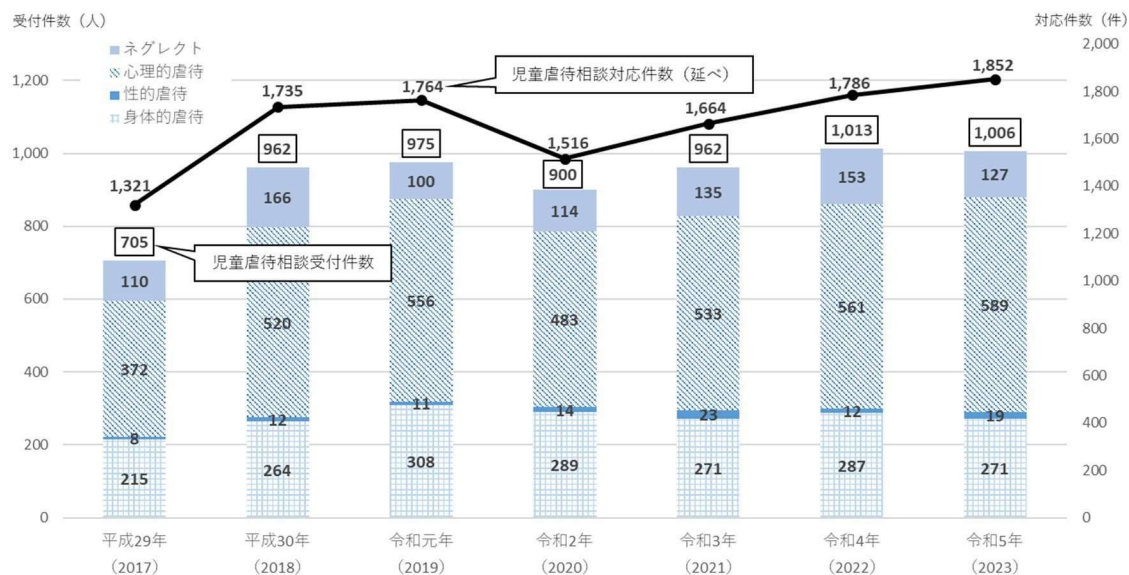
※ 総務省「国勢調査」

1 (2) 児童虐待相談対応件数の推移

2 令和5(2023)年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,852件であり、過去  
3 最多になりました。

4  
5 虐待の内容別にみると、児童虐待相談受付件数のうち、心理的虐待が589件と全体  
6 の59%を占め、次いで、身体的虐待が27%(271件)、ネグレクトが13%(127件)、性的  
7 虐待が2%(19件)となっています。

【児童虐待相談受付・対応件数の推移】



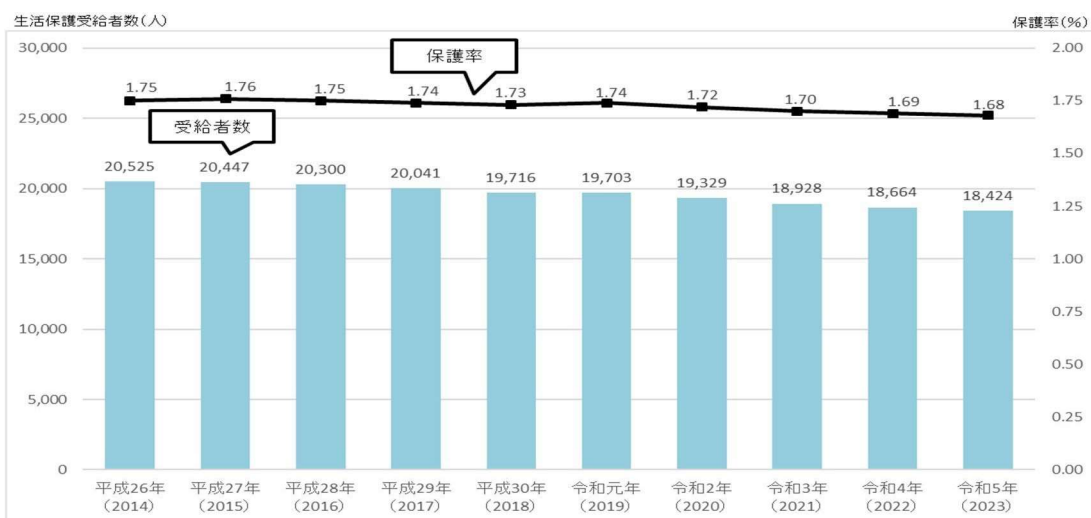
- ※1. 児童虐待受付件数：当該年度中に児童相談所が新たに虐待相談として受理した児童数
- 2. 児童虐待対応件数：当該年度中に児童相談所が虐待相談に関して対応した延べ件数  
(1児童について複数回の対応を行った場合は、それぞれを計上)

1 4 生活困窮者等の状況

2 (1) 生活保護受給者数の推移

- 3 生活保護の受給者数は、緩やかな減少傾向にあり、令和5(2023)年度の受給者数は18,424
- 4 人となっています。

【生活保護受給者・保護率の推移】

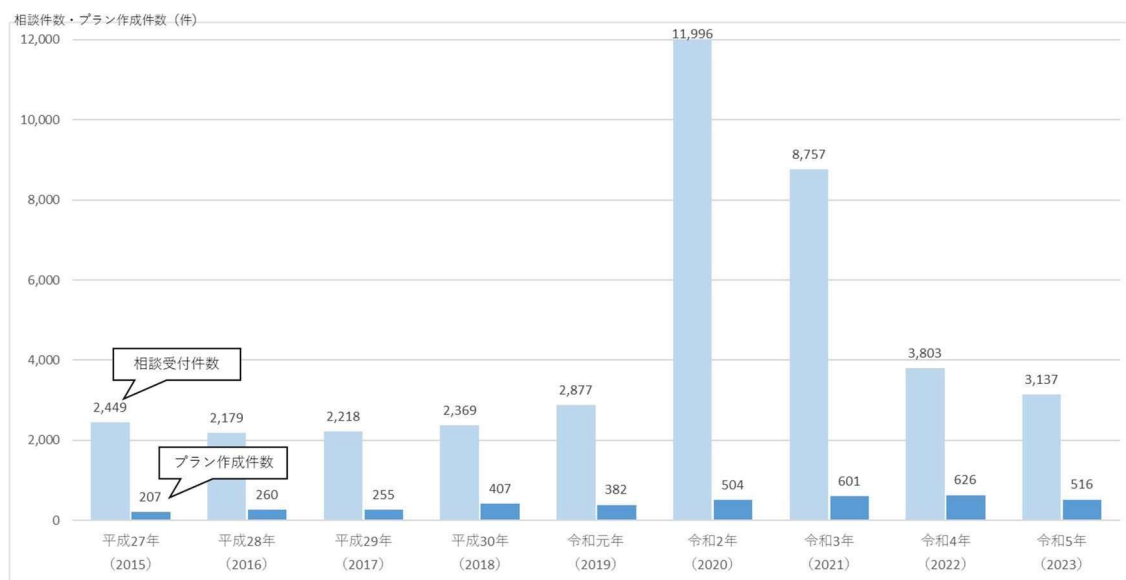


※ 受給者数は年度平均値(令和5(2023)年度は速報値)

1 (2) 生活困窮者自立支援制度の利用状況

2 生活困窮者自立支援法施行（平成27（2015）年度）から令和元（2019）年度までの間に  
 3 いて自立相談支援機関で相談を受け付けた件数は、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和  
 4 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の流行の影響により新規相談受付件数が急激に  
 5 増加しました。

【生活困窮者自立相談受付件数等の推移】



※ 大分県調べ

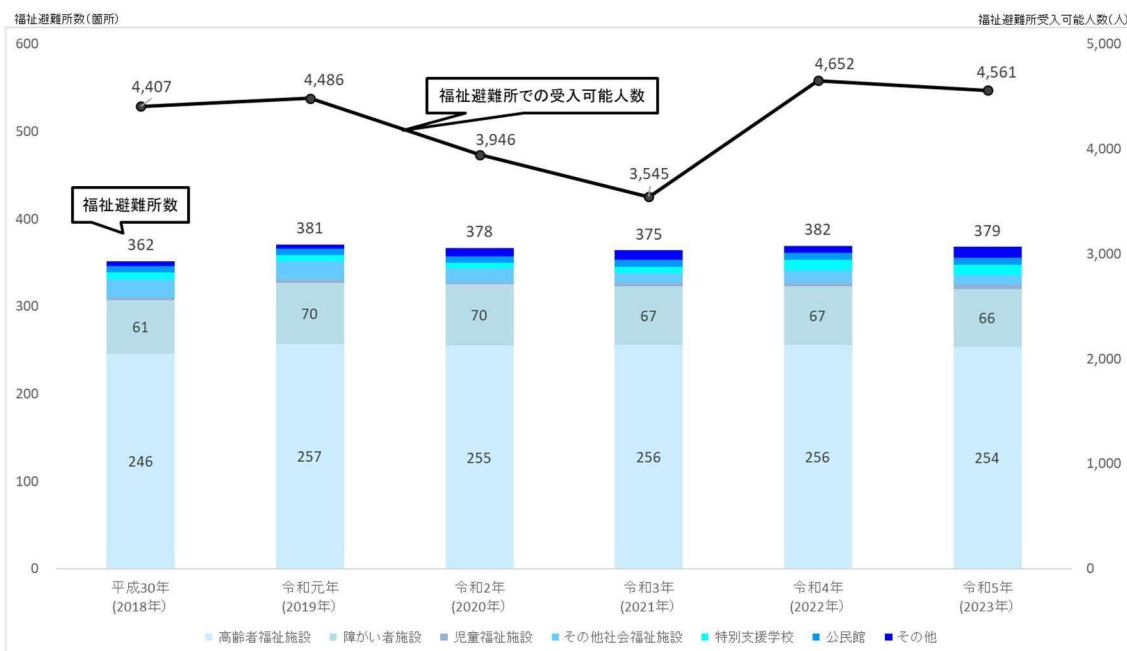
6 5 災害時要配慮者への支援

7 (1) 福祉避難所の指定状況

8 災害時に高齢者や障がい者等の避難先となる「福祉避難所数」は、379 か所（令和5（2023）  
 9 年）であり、平成30（2018）年以降ほぼ横ばいで推移しています。

10 指定施設の内訳をみると、高齢者福祉施設が254か所、障がい者施設が66か所で、この  
 11 2施設で全体の約84%を占めています。

【福祉避難所数等の推移】

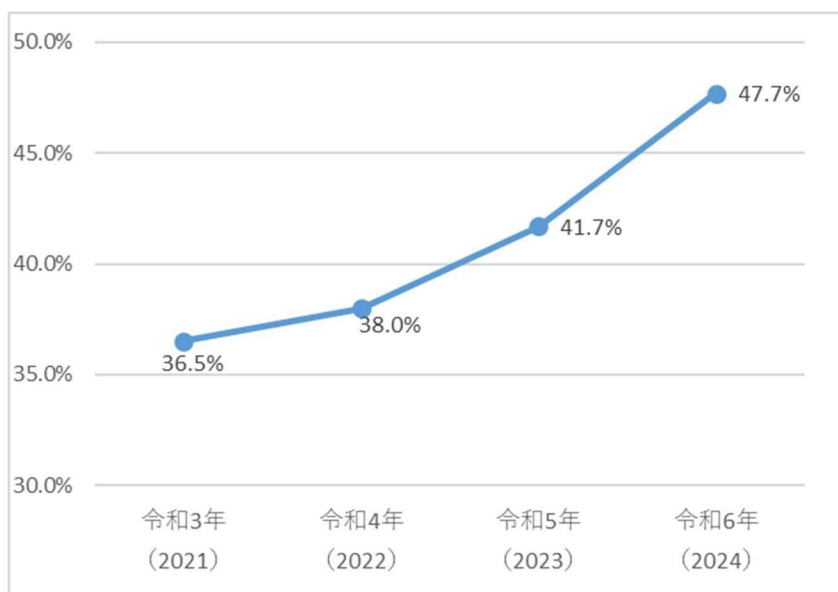


※ 大分県調べ

1 (2) 個別避難計画の作成状況

- 2 災害時の避難行動に支援が必要な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」のうち個別
- 3 避難計画を策定した者の割合は、令和6(2024)年4月1日時点で47.7%と、令和3(2021)
- 4 年5月の災害対策基本法改正以降増加しています。

【個別避難計画作成率の推移】



※ 大分県調べ

### 第3節 世帯が抱える課題の複雑化・複合化

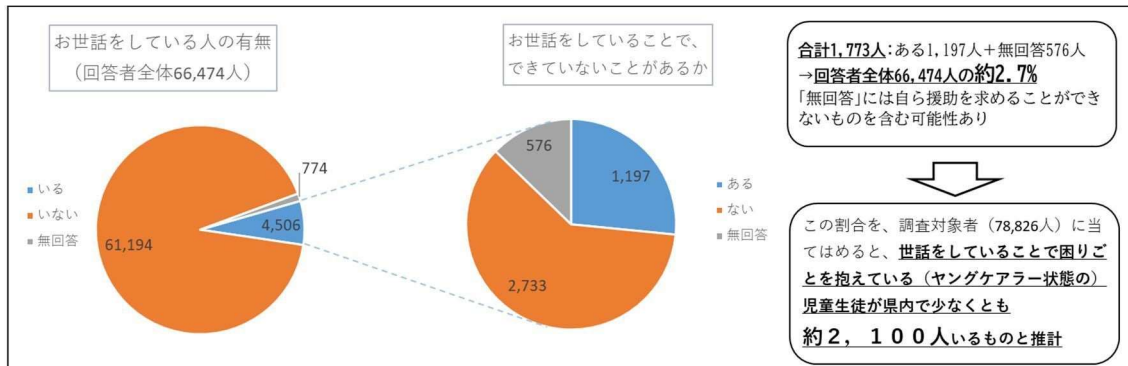
これまで、福祉的支援は主に、介護、障がい、子育てなどの分野ごとに、典型的なリスクや課題を想定した個別の支援制度を用意し、現金給付等の生活保障を行うなどの方法で、セーフティネットの確保を図る対策が取られてきました。

一方で、過疎化や少子高齢化、人間関係の希薄化などを背景として、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しています。育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」や子どもが学業に加えて日常的に家族の介護や世話をしている「ヤングケアラー」、高齢の親が無就労の子の生計を支える「8050問題」などの複合的な生活課題は、従来の属性別による支援体制だけでは、一貫した支援が受けられないといった課題が指摘されています。

令和6（2024）年に本県が実施した「ヤングケアラー実態調査」において、世話をしていることで困りごとを抱えている（ヤングケアラー状態の）児童生徒が、県内で少なくとも約2,100人いると推計されました。

また、県内のひきこもり人数は、12,473人、うち7,213人（57.8%）は40～64歳の中高年層と推計されています。

【ヤングケアラー人数（推計値）】



※ 大分県調べ

【ひきこもり人数（推計値）】

	生産年齢人口 (15～64歳)	内訳	
		子ども・若年層 (15～39歳)	中高年層 (40～64歳)
ひきこもり人数 (前回比)	12,473人 (+3,101人)	5,260人 H27比(+1,106人)	7,213人 H30比(+1,995人)

※ 令和4（2022）年度「子ども・若者の意識と生活に関する調査(内閣府)を基に、令和2（2020）年度国勢調査人口から大分県内における生産年齢人口（15～64歳）のひきこもり人数を推計

## 第4節 新型コロナウイルスの感染拡大による変化

新型コロナウイルスの感染は、令和2（2020）年1月に国内で初めて感染が確認されて以降、急速に拡大しました。感染拡大防止のため、緊急事態宣言による外出自粛要請や飲食店等に対する休業要請が行われたことなどにより、経済や社会活動に大きな影響を与えました。

### （1）生活困窮者の増加

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業したり収入が減少した世帯等を支援するため、生活福祉資金の特例貸付制度が創設されました。資金種類は、緊急小口資金が20万円、総合支援資金が初回貸付、延長貸付、再貸付の3つで各60万円、最大で200万円の貸付が可能で、貸付対象者の範囲や手続きの簡素化などの特例措置が設けられました。

令和2（2020）年3月から令和4（2022）年9月までの間で、県内の貸付額は累計で約157億円、貸付件数は延べ39,892件となりました。また、住民税非課税世帯などの要件により償還免除を決定した額は約57億円、延べ15,545件（令和6（2024）年6月末時点）となりました。

	貸付件数		貸付額	
		うち免除		うち免除
緊急小口資金	15,732件	7,115件	3,075,380千円	1,351,706千円
総合支援資金（初回）	12,678件	6,117件	6,595,465千円	3,168,972千円
総合支援資金（延長）	5,635件	2,313件	2,957,866千円	1,221,846千円
総合支援資金（再貸付）	5,847件	—	3,080,700千円	—
計	39,892件	15,545件	15,709,411千円	5,742,524千円

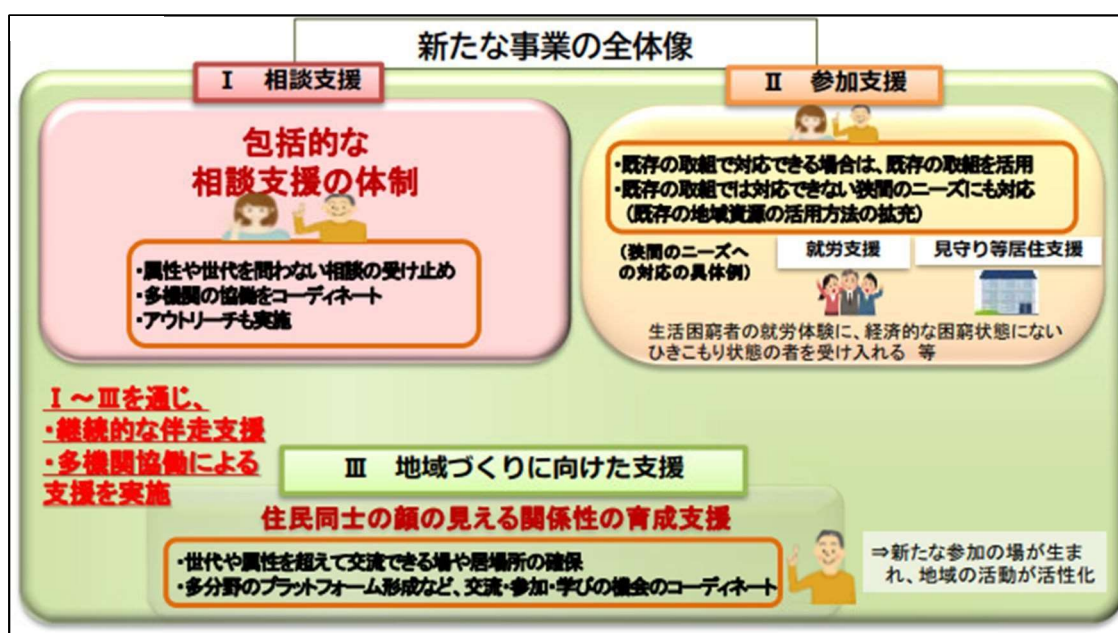
### （2）孤独・孤立の顕在化

単身世帯の増加や高齢化による地域組織の衰退により、家族や地域とのつながりが希薄化し、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況にある中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置の影響により、それまで各地域で提供してきた交流や支え合い活動の機会が減少したことなどにより、孤独・孤立の問題が顕在化しています。内閣府が令和5（2023）年に実施した孤独・孤立の実態把握に関する全国調査において、約4～5割の人が孤独を感じていることが分かりました。

## 第5節 社会福祉法の改正

市町村において、介護、障がい、子育てなどの分野ごとの支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法の改正により、令和3（2021）年4月から重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村の任意事業であり、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須となっています。



※厚生労働省作成資料より抜粋

## 第3章 計画の基本的事項



## 1 1 基本理念

誰もが共に支え合い、一人ひとりが生きがいや役割を持って  
暮らすことのできる地域共生社会の実現

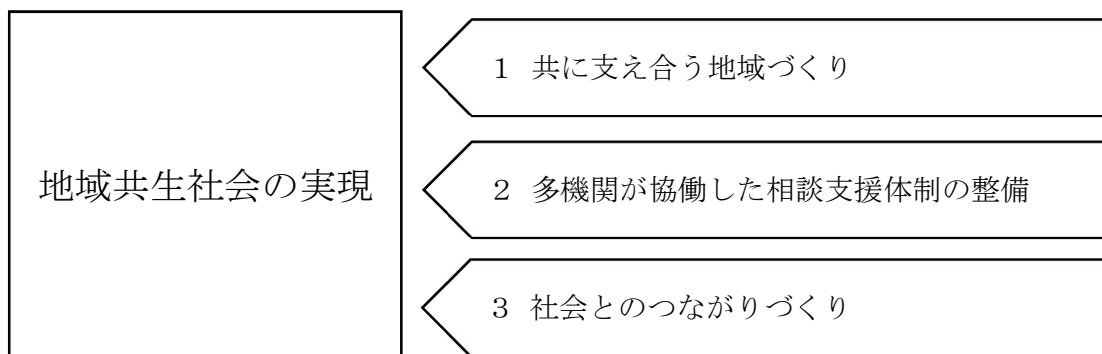
2  
3 基本理念の趣旨は、少子高齢化に伴う人口減少や世帯構造の変化等により、地域における  
4 関係性が希薄化し、家族や地域の支え合い機能が低下する中で、誰もが共につながり支え合  
5 い、役割と生きがいを持って暮らすことのできる地域共生社会を目指すものです。

## 6 2 基本方針

7 基本理念の実現には、支える側と支えられる側という関係を越えて、住民や多様な主体が  
8 自ら参画し、地域の課題解決に取り組む必要があります。また、個人や世帯の抱える課題が  
9 複雑化・複合化する中で、属性や世代を問わない相談支援体制の整備が必要です。

10 そのため、本計画では「共に支え合う地域づくり」、「多機関が協働した相談支援体制の整  
11 備」、「社会とのつながりづくり」の3つを基本方針として定め、市町村や関係機関と連携し  
12 て施策の推進を図ります。

13

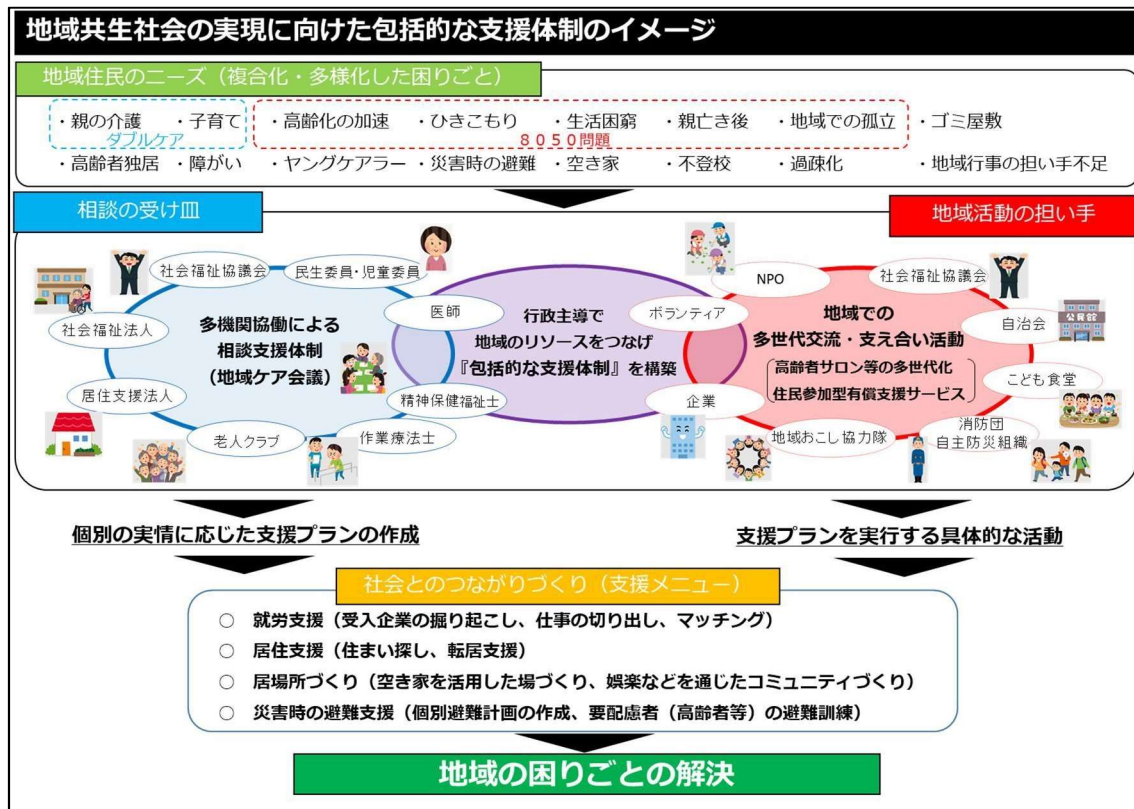


1 ■ 目標指標

2

指標名	令和5（2023）年度	令和11（2029）年度
	基準値	目標値
包括的な支援体制が整備されている市町村数	5市町	18市町村

3



## 第4章 計画の具体的取組

## 第1節 共に支え合う地域づくり

### 1 参加の場・居場所の確保に向けた支援

#### (1) 住民主体の多世代交流・支え合い活動の推進

##### ■現状と課題

これまで本県では、地域に住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」を促進するため、住民とボランティアとが協働で企画・運営する「ふれあい・いきいきサロン」の活動を推進してきました。

今では、県内各地に2,000を超えるサロンが運営されるまでになり、参加者も高齢者だけではなく、障がい者や子育て中の親などを対象としたサロンが開設されるなど、全世代型の地域活動へと広がりを見せています。

また、こどもの居場所としての「こども食堂」も県内で137か所（令和6（2024）年6月末時点）まで広がり、食事以外にも学習支援や体験活動を行うなど実施内容も多様化しています。また、こども食堂はこどものみならず、地域の高齢者や障がい者も参加できる場所も多くあり、地域の人々の居場所としての役割も果たしています。

高齢者や障がい者、こども・子育て世代等、対象者や世代ごとに取り組まれていたサロン等の活動を、すべての地域住民が参加する多世代交流の場としていくことにより、活動の活性化を図るとともに、多様な世代の出会いと交流を通じて互いを理解し、地域で共に支え合う意識を高めていく必要があります。

##### ■施策の方向

① サロンやこども食堂が、こどもから高齢者まで、多世代の地域住民が参加する出会いと交流の場としてさらに充実が図れるよう、先進事例の紹介やノウハウの周知、拠点施設整備の支援等に取り組んでいきます。

② 好事例の共有を通して多世代交流、就労支援や学習支援など、地域の多様な活動を推進する市町村の取組を支援します。

##### ■目標指標

指標名	令和5（2023）年度	令和11（2029）年度
	基準値	目標値
高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体数	468組織	600組織

## 1 (2) 地域コミュニティの育成支援

### ■現状と課題

地域の住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、また、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らせる地域づくりは、地域共生社会を実現するうえで大切な取組です。

SDGs(持続可能な開発目標)においても、「住み続けられるまちづくり」が目標に掲げられており、支援を必要としている人に配慮され、すべての人が安全で暮らしやすい持続可能な地域づくりが求められています。

そのためには、地域づくりを一部の特定の人に任せるのではなく、地域住民が、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯等が抱える家事や見守り支援などの課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みるのが大切です。

こうした取組を進めるうえでは、地域住民や地域の福祉関係者だけではなく、自治会などまちづくりの関係者や社会福祉分野の専門職等、多様な主体が参加し、地域の抱える課題について話し合う場ともなる住民の自主活動等の拠点を整備していく必要があります。

### ■施策の方向

#### ① 多様な主体の参画

サロン活動は、小学校区単位で地域福祉活動に取り組む住民組織である校区社協や社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉関係団体等が中心となり取り組まれています。

一方、住民主体の地域コミュニティ組織であるまちづくり協議会の設立も県内各地で進んでおり、こうした多様な主体が参画し、一緒に地域課題に取り組む場(拠点)づくりに取り組んでいきます。

#### ② 地域力強化推進員の養成

地域共生の取組が、過疎化や高齢化が進む地域でも円滑に実施でき、住民自らが地域課題を解決できるよう導くとともに、関係機関の支援が必要な場合のつなぎ役となる「地域力強化推進員」の養成に取り組めます。

## 2 多様な主体による地域づくりの推進

### (1) 県民一人ひとりの役割

#### ■現状と課題

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域共生社会を実現していくためには、こどもから高齢者まで、福祉サービスを必要とする方も含め、地域住民が「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域を目指していく必要があります。

高齢者には、長年の経験や知識・技能を活かした地域活動が期待されるとともに、障がい者には支えられるだけでなく、地域社会の一員としてそれぞれの状況に応じた社会参加や

1 就労により地域を支えることが、また、子どもや若者などの若年層には地域社会に目を向け、  
2 自発的に地域福祉活動に参加するといったことが望まれます。

3  
4 **■施策の方向**

5 ① 高齢者や障がい者等を含め、「すべての人がともに支え合う」という考え方を広めるこ  
6 とにより、地域における共生の仕組みづくりを推進します。

7  
8 ② 県民一人ひとりが、地域福祉の担い手であることを自覚し、地域での活動を実践するた  
9 めの、学びの場や活動の場の充実を図ります。

10  
11 **(2) 民生委員・児童委員への支援の充実**

12 **■現状と課題**

13 民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常  
14 勤）であり、社会福祉を増進するため、地域住民の立場から、生活課題のみならず福祉全般  
15 に関する相談・援助活動を行っています。

16 また、民生委員は児童福祉法により「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育て  
17 での不安に関する様々な相談や支援も行っています。

18 地域社会のつながりが希薄化している昨今において、民生委員・児童委員は、子育てや介  
19 護の悩みを抱える人や、障がいのある方・高齢者など、地域住民の身近な相談相手となり、  
20 支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役としての役割がますます重要に  
21 なっています。

22 一方、支援ニーズの増加により、民生委員・児童委員の負担が大きくなっていることに加え、  
23 高齢者の就労率増加や民生委員・児童委員制度への理解不足などによる担い手不足の課  
24 題が生じています。

25  
26 **【県内の民生委員・児童委員数】（各年度4月1日時点）**

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
定数(A)	2,085	2,088	2,088	2,088	2,094
現員数(B)	2,065	2,055	2,063	2,061	2,031
欠員数	20	33	25	27	63
充足率(B/A)	99.0%	98.4%	98.8%	98.7%	97.0%

27 ※大分市を除く。

28  
29 **■施策の方向**

30 ① 民生委員・児童委員が活動しやすい環境を実現するため、県民に民生委員・児童委員の

1 役割や活動が正しく理解されるよう、周知・啓発を図ります。

2  
3 ② 民生委員・児童委員になる方の不安を解消するため、新任者向けの研修やQ&A集等の支  
4 援ツールの充実を図ります。

5  
6 ③ サポート体制の構築や業務の効率化など担い手確保に向けた市町村や民生委員児童委  
7 員協議会の取組を支援します。

## 9 ■目標指標

指標名	令和5（2023）年度	令和11（2029）年度
	基準値	目標値
民生委員・児童委員の充足率	97.0%	100%

### 13 (3) 多様な地域福祉の担い手の発掘

#### 14 ■現状と課題

15 地域共生社会を実現していくためには、これまで地域福祉の活動に関わってきた組織や  
16 人だけではなく、地域の企業・法人やその地域で暮らすすべての人が、それぞれの特性や技  
17 能を活かして、地域福祉の担い手として活躍する社会を創っていく必要があります。

18 また、人口減少・少子高齢化が著しい地域においては、自分の地域だけでは担い手の確保  
19 が難しいことから、地域外からの人材の呼び込みを図っていく必要があります。

21 ① 「女性」は、地域福祉の担い手として活躍が期待されている一方、県が行った意識  
22 調査※では、22.3%の方が「お茶出しや皿洗いなどは女性だけがする暗黙の役割分担が  
23 ある」、また、21.0%の方が「地域の決定事項は、従来、男性が取り仕切っており、女  
24 性が口を挟みにくい」と答えており、地域活動における男女共同参画の推進が求められ  
25 ています。

26 ※男女共同参画社会づくりのための意識調査（令和4（2022）年度県調査）

28 ② 「高齢者」は、その豊かな知識や経験を活かして、地域活動やボランティア活動など  
29 に積極的に参画し、地域社会の担い手となることが求められています。地域には元気な  
30 高齢者もいて、こうした高齢者が必要とされ、豊富な知識と経験を活かして生きがい  
31 を感じることもできる仕組みづくりも必要となっています。

③ 65歳以上の高齢者が住民の半数を超える「高齢化集落」では、集落支援員<sup>※1</sup>や地域おこし協力隊<sup>※2</sup>が、地域の活性化や見守り活動に取り組んでいます。こうした地域外の人材が、地域住民と連携して地域課題に取り組むことで、地域に新しい風をおこし活力を生んでいます。

(集落支援員：専任 87 名、兼任 34 名（令和 5（2023）年度） 地域おこし協力隊：79 名（令和 5（2023）年度）)

④ 「ボランティア」は、近年頻発している地震や豪雨などの大規模自然災害において、被災地の復旧・復興の大きな力となっています。県民にボランティア活動の意義や魅力を伝え、活動を開始・継続していただけるよう、大分県社会福祉協議会（大分県ボランティア・市民活動センター）では、研修実施やサイト等での情報発信に取り組んでいます。

## ■施策の方向

### ① 女性の参画促進

女性が地域福祉活動の担い手として、活動の立案や決定に主体的に参画できる環境づくりを推進します。

### ② 高齢者の参画促進

高齢者や第二の人生のスタートを控えた中高年齢層が、豊富な経験や技能を活かし、地域の支え手となれるよう、ボランティア・NPO活動への参加促進や活動に対する支援など、地域活動に主体的に取り組める仕組みづくりを推進します。

### ③ 地域外の人材の参画促進

(i) 地域おこし協力隊等の地域外の人材を活用し、県民と一体となった地域づくりを推進します。

(ii) 地域おこし協力隊やU・Iターン者等を積極的に受け入れ、地域福祉活動に関する多様な担い手の確保を図ります。

### ④ ボランティアの活動促進

「ボランティア活動をしたい、やってみたい」という県民を円滑に活動につなげられるよう、大分県ボランティア・市民活動センターの情報サイト等を通じて、きめ細かな情報発信

※1 集落支援員：地域の実情に詳しく、集落対策のノウハウや知見を有した人材が、集落への巡回や目配りを行い、自治体と連携しながら地域の維持・活性化を図る総務省の制度

※2 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化などの進展が著しい地域において、都市住民など地域外の人材を積極的に活用し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図る総務省の制度



1 を行います。

2 また、幼少期から、ボランティア活動への関心を育むよう、福祉教育の充実に努めます。

#### 4 (4) 社会福祉法人等による地域貢献活動の促進

##### 5 ■現状と課題

6 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された  
7 公益性の高い非営利法人です。

8 また、平成28(2016)年に社会福祉法が改正され、福祉サービスの供給体制の整備・充実  
9 を図るため、すべての社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組の実施」が  
10 定められました。

11 大分県社会福祉協議会においては、県内の社会福祉法人から構成する「大分県社会福祉法  
12 人社会貢献活動推進協議会」を立ち上げ、生活困窮者の相談・支援等を行う「おおいたくら  
13 しサポート事業」等に取り組んでいるところです。

14 社会福祉法人には、これまで培った福祉サービスの提供に係る高い専門性やノウハウ、地  
15 域の関係者とのネットワークを活かしながら、公益的な取組を実践し、地域共生社会の実現  
16 に積極的に貢献することが期待されています。

##### 18 ■施策の方向

19 ① おおいたくらしサポート事業等取組事例の紹介などを通じて、社会福祉法人の地域貢  
20 献活動を積極的に支援します。

#### 22 (5) 民間事業者等との協働

##### 23 ■現状と課題

24 少子高齢化等が進行する中、共に支え合う地域とするためには、地域の様々な社会資源が  
25 協働・連携した支援体制の構築が必要です。

26 民間事業者には、地域社会の構成員として、ビジネスで培ったノウハウやネットワークを  
27 活かした地域福祉の推進に大きな役割が期待されます。

28 CSR(企業の社会的責任)としての社会貢献活動に加え、地域福祉分野における民間事  
29 業者のSDGsへの取組との連携を図るとともに、募金や寄付金の活用など、多様な形での  
30 協働を検討する必要があります。

31  
32 ① ひとり暮らし高齢者等が孤立せず安心して地域で生活するためには、地域における  
33 見守り活動が必要です。

34 そのため、民間事業者等と協働して、高齢者等に何らかの異変等が認められた場合に、  
35 当該地域の市町村窓口等に早急に連絡することができる体制を整備することが求めら  
36 れています。

② 認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域で見守り支える体制づくりが必要です。

そのため、地域の企業（店舗・事業所）と協働しながら認知症による行方不明高齢者等を迅速に捜し出して保護するための「認知症高齢者等SOSネットワーク」の体制強化が求められています。

③ 「共同募金運動」は、地域福祉の推進を図ることを目的として行われるものであり、民間が行う地域福祉活動を支える重要な役割を果たしています。

大分県共同募金会では、戸別募金や街頭募金などでお寄せいただいた募金により、社会福祉法人やボランティア団体、NPO法人などへの助成を行っています。

## ■施策の方向

### ① 見守り体制の構築

認知症サポーター養成講座を概ね半数以上の職員が受講している企業・団体を「大分オレンジカンパニー（認知症にやさしい企業・団体）」として登録し、高齢者の生活と関連の深い企業等による見守り・支援活動を推進します。

### ② 認知症高齢者等SOSネットワークの体制強化

SOSネットワークを更に整備するとともに、広域連携に関する稼働状況や課題についての評価を行い体制の強化を図ります。

### ③ 共同募金等の活用推進

大分県共同募金会が行う「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい募金」など、様々な募金活動の広報・周知に努めます。

また、地域の福祉基盤づくりを進めるにあたり、企業版ふるさと納税<sup>※1</sup>など、民間事業者からの寄付金の活用も検討します。

## 3 頻発する災害への対応

### (1) 災害時に配慮を要する人を支える地域づくりの推進

#### ■現状と課題

近年、大規模な自然災害が全国的に頻発しており、本県においても、平成28（2016）年の熊本地震や平成29（2017）年7月の九州北部豪雨、令和2（2020）年7月豪雨などにより被害が発生しています。

また、南海トラフを震源とする巨大地震については、今後30年以内の発生確率が70～

<sup>※1</sup> 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）：地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して企業が寄付をすると税額控除される仕組み。

1 80%程度とされており、地震津波被害想定調査（平成31（2019）年3月）によれば、早期避  
2 難率が低い場合、死者が約2万人発生することが想定されています。

3 平成23（2011）年に発生した東日本大震災では、犠牲者の半数以上が高齢者であること  
4 もに、犠牲となった障がい者の割合も高かったことや、令和元（2019）年の台風第19号、  
5 令和2年7月豪雨においても、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合が、  
6 それぞれ約65%、79%となっていることから、本県では、高齢者や障がい者、在宅で人工  
7 呼吸器を使用する難病患者など特別な配慮が必要な方々の避難手段の確保や福祉避難所等  
8 の避難先の拡充、福祉避難所サポーターの活用、災害ボランティアのネットワーク構築など  
9 の対策を進めています。

#### 11 ① 避難行動要支援者対策

12 災害が発生した場合、高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」の安全を確保するため、  
13 日頃から地域において避難行動要支援者の所在や状況を把握し、避難時における安否確認  
14 や避難支援が行えるよう、「避難行動要支援者名簿」の地域関係者への提供が求められてい  
15 ます。

16 災害時の避難支援を実効性あるものとするためには、名簿情報の作成に加え、避難行動に  
17 支援が必要な方、一人ひとりの具体的な避難方法を定めた「個別避難計画」の策定を推進  
18 する必要があります。

19 また、災害発生時には、地域における住民同士の助け合いが重要になることから、自主防  
20 災組織による要配慮者が参加した避難訓練の実施や意識啓発の活動など、平時からの取組  
21 が求められます。

#### 23 ② 避難所等における福祉的支援

24 大規模災害が発生した場合には、避難生活が長期間にわたることも想定され、より身近な  
25 場所で安心して避難できるよう、「福祉避難所<sup>※1</sup>（福祉避難スペース<sup>※2</sup>を含む）」の拡充が  
26 求められています。

27 「災害派遣福祉チーム（DWA T）」は、公民館などの一次避難所における避難者の福祉  
28 ニーズの把握や相談対応を行い、健康状態が心配され、二次避難先の確保が必要な高齢者等  
29 についてはスクリーニングにより、福祉避難所など適切な避難場所につなげる役割を担う  
30 ものです。そのため県では、関係団体・法人の協力を得て、平成30（2018）年12月にチー  
31 ムを発足しました。併せて、福祉避難所のマンパワーが不足する場合に備えて、介護の実務  
32 経験者等を「福祉避難所サポーター」として登録し派遣する仕組みを構築しています。

※1 福祉避難所：一般避難所での生活が困難な、高齢者や障がい者、乳幼児等の特に配慮を必要とする避難者を対象として設置される避難所のこと。施設がバリアフリー化され、相談等の支援体制が整備されていることを基準として、社会福祉施設等を中心に、市町村が指定する。

※2 福祉避難スペース：主に福祉避難所の設置が困難な地域において、一般避難所内に設置される要配慮者専用の避難スペースのこと。福祉避難室とも呼ばれる。

また、平時から関係団体間において情報共有や意見交換を行うことにより、災害時の支援調整の円滑化を図ることを目的に、令和3（2021）年2月に災害福祉支援ネットワークを立ち上げました。

さらに、令和6（2024）年1月に発生した能登半島地震では、協定福祉避難所の損壊や断水・停電、施設職員の被災に伴う人員不足等により、開設が進まなかった地域があったことから、開設の実効性確保に向けた取組も求められています。

【大分県災害派遣福祉チーム（DWA T）登録状況】（令和5（2023）年11月時点）

地域	登録人数	協定締結法人数
東部	42	10
中部	76	20
南部	16	3
豊肥	26	5
西部	34	5
北部	69	10
合計	263	53

### ③ 被災者の自立・生活再建の支援

災害ボランティアセンターは、現地市町村社会福祉協議会が中心となり、市町村や商工団体、自治会、NPO等の支援を受けて設置・運営されますが、迅速かつきめ細かな支援活動を行うため、平時から災害ボランティアネットワーク協議会を通じて地域における各種団体との連携・協力を推進しています。

また、市町村が主体となって被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組である「災害ケースマネジメント」の推進が求められています。

## ■施策の方向

### ① 避難行動要支援者対策

(i) 「避難行動要支援者名簿」が災害時に活用できるよう、避難行動要支援者本人や家族の同意を得ながら、名簿情報の自主防災組織や消防団などの避難支援等関係者への提供を推進するとともに、市町村と連携して「個別避難計画」の策定を促進します。

(ii) 九州北部豪雨災害などでの教訓を生かして、地域の日常的な見守りや支え合い体制に基づき、災害時に配慮を要する人の避難行動や避難生活の支援の仕組みづくり

1 や支援者の確保を市町村や社会福祉協議会、自主防災組織と協働して推進します。  
 2 (iii) 災害時における避難行動が重要となることから、早期避難の意識啓発と併せて自  
 3 主防災組織による要配慮者が参加した避難訓練の実施を支援します。

4  
 5 ② 避難所等における福祉的支援

6 (i) 避難行動要支援者が安心して避難できる福祉避難所（福祉避難スペースを含む）  
 7 の確保に向けて、市町村による取組を促進します。

8 (ii) 令和3年の災害対策基本法の改正に伴い、一般避難所での生活が困難な要配慮者が  
 9 福祉避難所へ直接避難ができるようになったことから、受入対象者の特定に留意し  
 10 「指定福祉避難所」の指定の拡充を促進します。

11 (iii) 災害時における福祉的な支援の円滑化のため、平時より行政、医療保健福祉関係  
 12 者、災害支援団体等との相互の連携、情報の共有化を図ります。また、災害派遣福祉  
 13 チーム（DWA T）や福祉避難所サポーターの機能強化を図るため、派遣体制の充実  
 14 に向けた協定締結法人の確保やチーム員のスキルアップ研修を実施するとともに、  
 15 福祉避難所の開設訓練や、地域の社会福祉法人等が主体的に施設や職員を相互に活  
 16 用する仕組みづくりなど実効性の確保に向けた取組を支援します。

17  
 18 ③ 被災者の自立・生活再建の支援

19 (i) 災害発生時に災害ボランティアセンターを迅速に設置するとともに円滑に運営す  
 20 るため、リーダーの養成やスタッフの育成を図ります。

21 (ii) 災害時の対応について、県災害ボランティアセンター支援ネットワーク連絡協議  
 22 会で情報交換を行うとともに、県・市町村災害ボランティアセンターの運営に関する  
 23 研修や市町村ごとの災害ボランティアネットワークの強化を図ります。

24 (iii) 各市町村の災害ボランティアネットワークの強化を推進し、災害発生時の被災者  
 25 支援に取り組むNPO・ボランティアの活動を促進します。

26 (iv) 市町村の災害ケースマネジメントの取組を推進するため、県内での連携体制の構  
 27 築を図るとともに、研修や人材育成の支援を図ります。

28  
 29 ■ 目標指標

30

指標名	令和5（2023）年度	令和11（2029）年度
	基準値	目標値
DWA T協定締結法人数	53法人	100法人

## 第2節 多機関が協働した相談支援体制の整備

### 1 包括的な相談支援体制の整備

#### ■現状と課題

令和3（2021）年施行の改正社会福祉法により、市町村全体の支援機関・地域の関係者が受け止め、つながり続ける相談支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。こうした事業の活用などにより、住民に身近な日常生活圏域において、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備するとともに、市町村圏域においては、地域の相談機関が把握した課題のうち、複雑化・複合化した課題に対応できる、多機関の協働による総合的な支援体制づくりが必要となっています。

#### ■施策の方向

##### （1）複合的課題に対応する相談体制の整備

複合的課題を早期に発見し適切な対応を行うためには、介護や障がい、子育て等の分野がまたがる相談であっても、まずは日常生活圏域の相談支援機関で相談を受け止め、必要に応じて適切な機関につなぐ体制を構築するとともに、相談者本人だけではなく、相談者の家族や世帯の状況も把握し、予防的な対応を行うことも必要です。

① 「地域包括支援センター（高齢者・介護）」や「相談支援事業所（障がい者）」、「子育て支援拠点」など、地域に密着した相談支援機関を、複合的課題を抱えた方の支援の入り口として、市町村や市町村社会福祉協議会、「生活困窮者自立相談支援機関」や「こども家庭センター」等とも連携し、出口支援を行う包括的な支援ネットワークの構築を市町村と連携しながら進めていきます。

② また、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や支援につながることに拒否的な人に支援を届け、地域住民の潜在的な課題を早期に把握し、適切な支援へと導くため、相談支援機関と民生委員・児童委員が行う訪問活動等が連携したアウトリーチ<sup>※1</sup>型の相談体制の充実を図っていきます。

<sup>※1</sup> アウトリーチ：援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが訪問等により積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

## 1 ■目標指標

指標名	令和5（2023）年度	令和11（2029）年度
	基準値	目標値
すべての住民を対象にしたアウトリーチ支援体制が整備されている市町村の数	8市町	18市町村

### (2) 多機関の協働による総合的な支援体制の整備

地域包括支援センターなど、地域に密着した相談支援機関で受けた相談や把握した課題について、他機関へのつなぎや、支援機関同士の情報共有だけでは解決が困難な、複雑化・複合化した生活課題については、多機関が協働し、アセスメントに基づいた適切な支援を提供するとともに、状態の変化等に応じた伴走型の支援を行う必要があります。

① 福祉、医療、住宅、司法、教育など、本人や世帯を取り巻く支援関係者が参加し、専門的な見地から状況を分析し、処方箋となるケアプラン（支援計画）を作成するための会議体（地域ケア会議）設置の取組が必要です。

こうした多分野・多機関協働の中核を担う会議体（地域ケア会議）設置の動きは、県内でも始まっており、今後、市町村と連携しながら、県内全域に取組を拡大していきます。

② 包括的な相談支援体制を構築していくためには、制度ごとに設けられた相談支援機関を包括的・総合的にコーディネートできる人材が必要となることから、こうした役割を担う「相談支援包括化推進員」の養成に取り組んでいきます。

③ 地域や社会とのつながりが希薄になっている個人や世帯を、地域につなぎ戻し、包摂的な地域社会を実現していくためには、専門職が継続的に伴走型の支援を行うことが求められることから、こうした支援を行うことのできる人材の育成にも取り組んでいきます。

## 2 関係機関・団体等の役割

### (1) 社会福祉協議会の役割

#### ■現状と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。

民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力を得ながら、地域の人びとが住み慣れた地域で安心して暮らすため

1 に様々な活動を行っています。

2  
3 ① 大分県社会福祉協議会は、生活福祉資金<sup>※1</sup>貸付や日常生活自立支援事業<sup>※2</sup>など、生活  
4 に関する困りごとを抱える方の支援を行っています。

5 また、福祉関係者に対する専門的な研修の実施や福祉サービスの苦情解決、第三者評価  
6 の実施など、福祉サービスの質の向上にも取り組んでいます。

7 さらに、こども食堂等のこどもの居場所づくりや、災害時に備えたボランティアネッ  
8 トワークづくり、福祉教育の推進、福祉の仕事に関する求人・求職情報の提供を行うなど、  
9 県域での地域福祉の充実を目指した様々な活動を行っています。

10  
11 ② 市町村社会福祉協議会は、地域において社会福祉に関する事業の企画や実施を行うと  
12 ともに、住民が社会福祉活動へ参加するための援助を行う団体として位置づけられてい  
13 ます。

14 地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サ  
15 ロン活動」を進めているほか、生活困窮者の相談・支援やボランティア活動に関する相談  
16 や活動先の紹介、小中学校等における福祉教育の支援など、各社会福祉協議会が地域の特  
17 性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

18 また、災害が発生した際には、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの募  
19 集や受入、派遣調整等の被災者支援を行っています。

## 21 ■施策の方向

22 ① 大分県社会福祉協議会が、その役割を適切に果たすために必要な支援を行うとともに、  
23 市町村と連携して、市町村社会福祉協議会に対する支援を行います。

24  
25 ② 県・市町村社会福祉協議会が円滑に活動できるよう、県民や企業、関係機関・団体の理  
26 解促進を図るため、両協議会の活動状況等の広報に取り組みます。

## 28 (2) 地域の相談支援機関の役割

### 29 ■現状と課題

30 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや、障がい者相談支援事業所、地域子  
31 育て支援拠点、隣保館などの相談支援機関は、地域住民にとって、生活の困りごとを気軽に  
32 相談できる、最も身近な支援拠点です。

※1 生活福祉資金：低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その  
在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。県社会福祉協議会を実  
施主体として、県内の市町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。

※2 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能  
力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、  
福祉サービスの利用援助やそれに伴う金銭の管理等を行う。



1 こうした地域に密着した相談支援機関が、その役割と機能を十分に発揮し、必要に応じて  
2 他の相談支援機関と連携ができるよう支援する必要があります。

3  
4 ① 「地域包括支援センター」は、介護保険制度や権利擁護等、高齢者に関する各種相談を  
5 幅広く受けて支援につなげるほか、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等のサービス  
6 を一体的に提供する地域包括ケアシステムの中核機関としての役割が期待されています。

7  
8 ② 「障がい者相談支援事業所」や「障がい児相談支援事業所」は、障がいのある人の相談  
9 に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成するなど  
10 の支援に取り組んでいます。

11  
12 ③ こどもルームや子育て支援センター等の「地域子育て支援拠点」は、乳幼児の遊びを見  
13 守りながら、親同士が交流したり、施設のスタッフがこどもの発達や子育ての悩みについ  
14 ての相談に応じたりするなど、子育てに関する身近な支援拠点となっています。

15  
16 ④ 「隣保館」は、地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれ  
17 たコミュニティセンターとしての役割を担っており、生活相談事業や人権課題の解決の  
18 ための各種事業を総合的に行っています。

#### 20 ■施策の方向

21 ① 地域住民が、生活の困りごとを日常生活圏域において気軽に相談できるよう、「地域包  
22 括支援センター」などの相談・支援機関に関する情報の提供に努めます。

23  
24 ② 相談支援機関の機能の強化を図るため、職員に対する専門性を高めるための研修を引  
25 き続き実施します。

26 また、地域住民が抱える生活課題が多様化・複合化していることから、こうした課題に  
27 対応するための研修を実施します。

### 29 (3) 地域福祉団体の役割

#### 30 ■現状と課題

31 地域共生社会を実現していくためには、本計画の基本理念に掲げた「誰もがともに支え合  
32 う地域」を構築していく必要があります。

33 そのためには、行政による「公助」や社会福祉協議会、社会福祉法人等の「共助」だけ  
34 はなく、老人クラブや愛育班など住民自らが主体的に関わる地域の「互助」組織の役割が重  
35 要となります。

36  
37 ① 「老人クラブ」は、地域を基盤に、ひとり暮らし高齢者等を対象とする食事会の開催や、

1 空き店舗を活用した高齢者向け店舗の運営など、高齢者の健康保持や介護予防、相互の支  
2 え合い、住みよい地域づくりなどの活動に取り組んでいます。

3  
4 ② 「愛育班」は、地域の子どもから高齢者まで全ての人を対象に、声かけや見守りを行う  
5 ほか、交流会の開催などを通じて地域のつながりを深める活動を行っています。

## 7 ■施策の方向

### 8 ① 老人クラブ

9 (i) 高齢者の健康づくり・介護予防支援のほか、見守り・安否確認、交流の場づくり  
10 や多様な生活支援など、高齢者の在宅生活を支える老人クラブ活動の取組を促進し  
11 ます。

12 (ii) 老人クラブ加入率の向上に向けた普及啓発や休会・解散クラブの活動再開、若手  
13 高齢者の加入促進、自治会や他団体との連携などによりクラブの活性化を促進しま  
14 す。

15 (iii) 老人クラブが行う地域支え合いの仕組みづくりや、県・市町村老人クラブ連合会  
16 が行う老人クラブ活動の推進などの取組を支援します。

### 17 18 ② 愛育班

19 活動の中心である声かけや見守りを通じて、地域に根ざした健康づくりの取組が推進で  
20 きるよう支援するとともに、地域の状況に応じて愛育班活動が継続できるよう支援します。

## 21 22 (4) 社会福祉人材の確保・育成

### 23 ■現状と課題

24 少子高齢化の進展等により、今後とも県民の福祉サービスに対するニーズの増大が見込  
25 まれることから、介護施設や障がい福祉サービス事業所、児童福祉施設などで働く人材の確  
26 保が重要な課題となっています。

27 しかしながら、福祉の職場は、職務内容に比べ、賃金水準が他業種と比較して低い等の理  
28 由により、他職種に比べて有効求人倍率<sup>\*1</sup>や離職率が高いなど、人材の確保と定着は厳し  
29 い状況にあります。

30 そのため、福祉職場への就職を目指す若者はもとより、離職した中高年齢者の再就職、外  
31 国人人材など幅広い人材の参入促進とともに、処遇改善や業務効率化・負担軽減などの職場  
32 環境改善の取組により、職場への定着促進を図る必要があります。人材育成や職場環境の改  
33 善など、介護職員のやりがいと働きやすさを追求する事業者の取組を「見える化」し、周知  
34 するため、県では令和4（2022）年度に「おおいた働きやすくやりがいのある介護の職場認

---

<sup>\*1</sup> 有効求人倍率：有効求職者数に対する有効求人数の割合で、雇用動向を示す重要指標  
のひとつ。有効求人数を有効求職者数で割って算出し、倍率が高ければ人を探している  
企業が多く、低ければ仕事を探している人が多いことを示す。

1 証制度（ふくふく認証）」を創設し、令和6（2024）年度からは障がい分野にも拡大しまし  
2 た。

3 また、福祉サービス利用者が必要とする支援の内容も、多様化・高度化している状況にあ  
4 ることから、より専門性の高い福祉サービスの提供や、利用者本位の質の高い福祉サービス  
5 を提供できる人材を養成する必要があります。

6

7 **■施策の方向**

8 ① 人材の確保

9 働きやすくやりがいのある職場づくりを積極的に行う事業者の認証やその優れた取組を  
10 PRするなど、福祉サービス職の魅力を発信するとともに、福祉人材センター<sup>※1</sup> や大学等  
11 と連携し、学生や他分野からの離職者などに対する職場体験や就職説明会の開催、福祉人材  
12 無料職業紹介などにより、人材の確保を図ります。

13 また、福祉職場におけるロボット・ICTの導入等による業務効率化や負担軽減を図り、  
14 職場環境を改善する取組を支援し、職場への定着促進を図ります。

15

16 ② 人材の育成

17 認知症介護の質の向上を図るための介護サービス従事者の研修のほか、障がいの特性を  
18 正しく理解し、特性に応じた質の高いサービスを提供するための従事者の養成や資質の維  
19 持・向上のため研修等を実施し、福祉サービス人材の知識・技術の向上を図ります。

20 また、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する人に対しては、知識や  
21 技能等を習得するための研修を充実します。

22

23 **■目標指標**

24

指標名	令和5（2023）年度	令和11（2029）年度
	基準値	目標値
大分県認証評価制度 「ふくふく認証」認証法人 数	16法人	110法人

※1 福祉人材センター：福祉・介護人材の確保と資質の向上を図るため、福祉・介護関係の求人・求職の紹介斡旋、情報提供、人材確保に関する実態調査などを行う機関。大分県社会福祉介護研修センター内に設置している。

## 1 (5) 社会福祉事業の質の確保

### 2 ■現状と課題

3 高齢化の進行等により社会福祉施設や介護サービス事業所が増加する中、運営等に問題  
4 がある社会福祉施設等が一部見受けられます。

5 県民が安心して社会福祉施設等を利用できるよう、法律等に基づく適正な運営を確保す  
6 るため、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査を実施しています。

7 福祉サービス第三者評価は、事業者が質の高い福祉サービスを提供するために、保育所や  
8 指定介護老人福祉施設、障害者支援施設、社会的養護施設などにおいて実施される事業につ  
9 いて、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みです。

10 この第三者評価は、事業者が、自らが提供しているサービスを見直し、向上させるための  
11 きっかけとなるとともに、福祉サービスを利用しようとする方が、事業者を選択する際の参  
12 考にもなることから、県では、福祉サービス第三者評価推進組織を設置し、事業者に対する  
13 受審メリットの周知に取り組んでいます。

14 また、社会福祉事業の質を利用者の視点で向上させるためには、第三者委員の設置など、  
15 苦情や意見の申し出がしやすい環境づくりが大切です。

16 そのため、苦情等の申し出がサービス改善に繋がるよう、大分県社会福祉協議会が実施す  
17 る苦情解決担当者に対する研修を支援するなど環境整備に努めています。

### 19 ■施策の方向

#### 20 ① 指導監督

21 社会福祉施設等の運営の適正化とサービスの質の向上を図るため、厳正かつ効果的な指  
22 導監査を実施します。

#### 24 ② 第三者評価

25 (i) 福祉サービス事業所に対する、大分県福祉サービス第三者評価推事業推進委員会  
26 による第三者評価の周知や啓発を推進するとともに、適切な評価が実施できるよう  
27 努めます。

28 (ii) 福祉サービスを利用する方が第三者評価の受審結果を容易に入手できるよう、県  
29 のホームページやWAM NET<sup>※1</sup> 等での情報公開を進めます。

#### 31 ③ 苦情解決

32 利用者や家族の視点に立ち、第三者委員を設置するとともに、ご家族等からの苦情や意見  
33 がサービス改善や虐待の早期発見に繋がるようにするため、福祉サービス事業所職員を対  
34 象として大分県社会福祉協議会が行っている研修を推進します。

---

※1 WAM NET(ワム・ネット)：独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療関連  
の情報を総合的に提供するポータルサイトの名称

## 1 第3節 社会とのつながりづくり

### 2 ■現状と課題

3 人口減少・少子高齢化・核家族化の進行に伴い、単身世帯や単身高齢者の増加といった世帯構造が変化し、家族や地域などにおける人と人との「つながり」が希薄化する中で、一人ひとりが生きがいや役割を持って暮らすことのできる地域共生社会を実現していくためには、「社会とのつながりづくりのための支援」が必要です。

7  
8 社会とのつながりのための支援は、本人や世帯が、地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために様々なつながりを確保することを目的としたものが望まれます。

## 11 1 多様化する生活課題への対応

### 12 (1) 生活困窮者等に対する支援

#### 13 ■現状と課題

14 社会経済の構造的な変化による安定的な雇用の減少や、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や減収等に加え、近年の物価高騰の影響などにより、生活が困窮している世帯が増加しています。

17 同時に、少子高齢化・人口減少に伴い、過疎化や核家族化が進むなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変容する中、ダブルケアやヤングケアラー、8050問題など、世帯の抱える課題が複雑化・複合化するとともに、周囲が気づきにくい孤独・孤立の問題が身近な地域にも現れてきています。

21 また、「貧困の根絶」や「すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことは、SDGs（持続可能な開発目標）においても目標に掲げられており、発展途上国のみならず、先進国においても取り組むべき普遍的な課題に位置付けられています。

24 「働きたくても働けない」、「住む所がない」など、生活に困窮する人の多くは、失業や精神疾患などの体調不良、社会的孤立、子育てに対する不安など、様々な課題を複合的に抱えており、こうした方々の自立の促進を図るためには各々の事情に応じて、段階に応じた包括的な支援が必要です。

#### 29 ① 生活困窮者への支援

30 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」が平成27（2015）年4月に施行されました。早期に、個々の状況に応じて包括的かつ継続的な支援を行い、自立の促進を図るため、福祉事務所設置自治体ごとに総合相談窓口（自立相談支援機関）が設置されるとともに、地域の実情に応じた任意事業が実施されています。

35 生活に困窮している人の自立に向けては、アセスメントをしっかりと行った上で、本人の意

1 欲や適正に応じた支援計画（プラン）を作成する必要があります。

2 また、生活基盤の安定が重要であることから、就労に向けた支援の強化が課題となってい  
3 ます。

4  
5 ② ひとり親家庭への支援

6 令和3年の全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯は119.5万世帯あり、就業者の半  
7 数近くが非正規雇用となっており、経済的に非常に不安定で貧困の状況にあります。

8 ひとり親家庭の親については、就業率が高いものの、非正規の割合が高く経済的に不安定  
9 なことから、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要です。

10 また、ひとり親家庭の特徴として、子育て、生計、家事の役割を一人で担っているため、  
11 こどもや親自身、日常生活のことなどで様々な困難や悩みを抱えていますが、相談相手が少  
12 なく社会的に孤立傾向にあることから、課題の解決に向けたきめ細かな支援の必要性が高  
13 まっています。

14  
15 ③ 困難な問題を抱えるこどもへの支援

16 こどもの貧困率は11.5%※と、約9人に一人が貧困状態にあることから、こどもの貧困  
17 対策は国や地方公共団体が喫緊に取り組むべき社会的課題となっています。

18 また、経済的な問題だけでなく、経済困窮により発達の諸段階において様々な機会が奪わ  
19 れ、人生全体に深刻な不利をもたらすことや、保護者の生育歴における不利・困難な状況が  
20 こどもに受け継がれる「貧困の連鎖」も大きな問題として考えられています。

21 ※令和4国民生活基礎調査

22  
23 ④ ヤングケアラーへの支援

24 住民に身近な市町村を中心に、多機関が連携・協働して支援が必要なこどもを早期に発見  
25 し、早期に必要な支援につなげることが重要であり、これまで、市町村や県、市教育委員会  
26 とともに、ヤングケアラー支援のための周知啓発、市町村における支援体制の構築を進めて  
27 きました。

28 令和5（2023）年度から、県に配置した専門アドバイザーが市町村に出向いて働きかけた  
29 ことにより全市町村で相談窓口が設置されたものの、日常の生活習慣の中で潜在化しがち  
30 なヤングケアラーには、周囲の大人がこどもの様子にいち早く気付き、家庭状況に応じたき  
31 め細やかな支援を行うことが大切です。

32 令和3（2021）年度に県が実施した実態調査では、家事や家族の世話を日常的に行うこと  
33 で生活に支障をきたし、支援を必要とするヤングケアラーが千人程度いると推計されたこ  
34 とから、令和4（2022）年度より電話とSNSによる専門相談窓口の開設や児童・生徒への  
35 相談カードの配布による周知に努めてきました。また、令和5（2023）年度から県庁に配置  
36 した専門アドバイザーによる働きかけの結果、全市町村で相談窓口が設置されるとともに、  
37 学校現場での気付きを促すための研修会にも取り組んできました。

こうした中、コロナ禍後の現状を把握するため、県内の小学5年から高校3年まで8学年の全児童生徒約7万8千人を対象として、3年ぶりの実態調査を実施したところ、ヤングケアラー状態でありながらも、誰にも相談をしたことがない児童がについて、市町村等が把握できていないケースが多いという現状が浮き彫りになっています。

#### ⑤ 障がい者の就労支援

障がい者が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現のためには、障がい特性や能力に応じて可能な限り就労し経済的な基盤を確立することが必要です。

関係機関とも連携して雇用の促進に取り組んでいますが、身体障がい者に比べて雇用が遅れている精神・知的障がい者の雇用促進と就職後の定着支援が課題となっています。

また、企業などでの一般就労が困難な障がい者が働く就労継続支援事業所などの福祉的就労の場においては、事業所が共同で受注できる体制の整備のほか、優先調達や農福連携の推進など、多様な就労機会の確保に向けた取組を進めていますが、さらなる就労機会の確保や工賃の向上が課題となっています。

#### ⑥ 住宅確保要配慮者への支援

高齢者や障がい者などが民間賃貸住宅への入居を希望しても、孤独死や病気等の懸念から入居を断られる場合があり、住まいの確保やその後の暮らしの支援が課題となっています。子育て世代や低所得者においても同様の状況です。

こうした「住宅確保要配慮者」が、安心して暮らせる住まいの確保と暮らしの支援を目的とする居住支援機能の強化が求められています。

### ■施策の方向

#### ① 生活困窮者への支援

(i) 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援体制について、地域のニーズを踏まえ、生活困窮者自立支援機関と地域包括支援センターや消費相談窓口、指定相談支援事業所等様々な関係機関・団体との支援体制を構築するとともに、地域間で支援内容の格差が可能な限りなくなるよう、市町村の取組を支援します。

(ii) 就労準備支援事業や中間的就労の場の拡大を図り、対象者に応じた段階的な就労訓練の環境整備に取り組みます。

#### ② ひとり親家庭への支援

(i) ひとり親家庭が、自ら進んで生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立し、ひとり親家庭の親子の健康で文化的な生活が実現する社会づくりを推進するため、「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」に基づき、施策を実施します。

(ii) ひとり親家庭の自立を促進するため、就業相談から求人情報の提供、職業あつせ

1 んまで一貫した就業支援サービスを提供するとともに、就職を容易にするために必要  
2 的な資格を取得できるよう支援します。

3  
4 ③ 困難な問題を抱えるこどもへの支援

5 (i) こどもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されること  
6 のないように、全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、「こども  
7 の貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」等に基づき、施策を実施します。

8 (ii) こどもの居場所としての「こども食堂」は令和6年6月末現在、県内では137  
9 か所まで広がり、食事以外にも学習支援や多世代交流に取り組むなど、実施内容も多  
10 様化してきており、地域の人々の居場所としての役割も果たしつつあります。

11 今後も市町村と連携して、こども食堂の新規開設や機能強化の支援を行うとともに  
12 に、養育環境等に課題を抱えるこどもの早期発見や早期支援につなげるため、「おおも  
13 いたこども食堂ネットワーク」等の関係機関との連携を推進します。

14  
15 ④ ヤングケアラーへの支援

16 (i) ヤングケアラーなど支援を必要とするこどもの早期発見や適切な支援につなげる  
17 ための周知啓発のさらなる強化を図ります。

18 教職員や介護事業所などの関係機関を対象にした気づきを促すための研修を県内  
19 各地で実施し、気づきの視点と支援へのつなぎなどを学んでもらい、ヤングケアラー  
20 のみならず家族全体を包括的に支援する体制の構築に取り組んでいくとともに、関  
21 係機関のさらなる連携強化を図っていきます。

22 (ii) 困りを抱えるこどもや家庭にいち早く気づく大人を増やすために市町村や学校な  
23 ど関係機関との連携強化とともに、市町村を中心とした早期支援を実現する支援体  
24 制を充実し、食事の提供や学習支援など家庭訪問を通じてこどもの状況把握を行う  
25 体制の整備を進めていきます。

26  
27 ⑤ 障がい者の就労支援

28 (i) 県内6か所に設置した「障害者就業・生活支援センター」を拠点として、雇用、  
29 保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業面と生活面における一体的な支  
30 援を行うとともに、障がい者雇用アドバイザーが企業等を訪問し、障がい特性に応じ  
31 たマッチング支援や職場定着支援などの取組を強化することにより、障がい者雇用  
32 を促進します。

33 (ii) 障害者優先調達推進法に基づき、県、市町村からの優先調達を推進するとともに、  
34 民間企業に対しても、障がい者就労施設等からの物品・サービスの積極的な発注を働  
35 きかけます。

36 (iii) 農業に取り組む障がい者就労施設にアグリ就労アドバイザーを派遣し、栽培技術  
37 の向上や販路拡大を図るとともに、農作物や加工品を販売するマルシェを開催する



など農福連携の取組を推進します。

⑥ 住宅確保要配慮者への支援

(i) 高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住まいの確保と暮らしの支援を推進するため、不動産関係団体、居住支援法人等及び地方公共団体で構成される大分県居住支援協議会において協議を行います。

(ii) 市町村ごとに、不動産関係団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人、居住支援法人、大学、地域住民等で構成される居住支援協議会の設立を支援することで、住まいや暮らしに関するワンストップの相談対応及び支援の実施を推進します。

■目標指標

指標名	令和5（2023）年度	令和11（2029）年度
	基準値	目標値
自立支援計画（プラン）作成者のうち、自立に向けて改善が見られた者の割合	93.4%	95.0%
市町村ごとの居住支援体制の整備数	5市町	18市町村

(2) 孤独・孤立等への対応

■現状と課題

社会構造の変化などにより人と人との「つながり」の希薄化がする中、コロナ禍による人との接触機会の減少は、孤独・孤立、ひきこもり、自殺など様々な問題を顕在化させ、あるいは一層深刻化させる契機となりました。

① 孤独・孤立対策

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援など）について、基本理念や地方公共団体等の責務などについて定めた孤独・孤立対策推進法が令和6（2024）年4月に施行されました。今後は国や市町村と連携しながら効果的な支援を行うことが求められています。

② ひきこもり対策

家族以外との人間関係がなく、社会参加をしていない「ひきこもり」状態の人は全国で約146万人にのぼると推計されています。そのうち中高年の割合も高く、長期化や高齢化

も大きな課題となっています。こうした、ひきこもり状態にある本人や家族が、身近な地域での相談や1人ひとりの状況に応じた適切な支援が受けられるよう「ひきこもり地域支援センター」の体制強化や支援機関のネットワーク構築、身近な場所での相談・支援体制の充実に取り組む必要があります。

### ③ 自殺対策

本県の自殺者数は減少傾向で推移し、令和元年以降は、ほぼ横ばいとなったものの、令和4（2022）年は169人と、平成元（1989）年以降最少となっています。しかしながら、現在もなお、毎年100人以上の方が、自殺により亡くなっています。

自殺に至るまでの背景には、健康問題や家庭問題、経済・生活、学校・職場での人間関係等様々な要因が複雑に関係していることから、保健、医療、福祉、教育、労働分野その他の関連施策が総合的に推進され、各分野で支援に関わる人々の連携と、身近な人が気づき、見守り、声かけ等による早期発見・支援ができる地域づくりが必要です。

### ④ 再犯防止対策

刑法犯認知件数は全国的に減少傾向にありますが、令和4（2022）年の大分県における刑法犯検挙者1,003人のうち再犯者は463人で、再犯者率は46.2%と依然として高い状況です。犯罪をした人等には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど、多くの困難を抱え、支援を必要とする者が存在しますが、実際には、十分な支援が受けられず、犯罪を繰り返してしまうという悪循環が形成されています。犯罪や非行に陥った人たちの立ち直り支援が課題となっており、令和6年度から本人の状況や環境等に応じた適切な支援先につなぐ「再犯防止相談窓口」を開設していますが、引き続き「地域による包摂の推進」の考えのもと、円滑に地域に立ち戻ることでできる社会の構築を目指す必要があります。

また、犯罪をした人のうち、高齢や障がいを有することにより、自立した生活を営むことが困難で福祉的な支援が必要な人の社会復帰や地域生活への定着支援も必要です。大分県地域生活定着支援センターでは、矯正施設等を退所後、自立した生活が難しい高齢者等に対し、受入施設の確保や個別の事情に応じた福祉サービスが利用できるように支援しています。

## ■施策の方向

### ① 孤独・孤立対策

(i) 孤独・孤立対策に関し県民の関心を高め、その理解と協力を得るために、国、市町村や関係団体と連携し、必要な啓発活動を行います。

(ii) 孤独・孤立の問題を抱える方の相談支援体制を整備するため、市町村における包括的な支援体制の整備に向けた支援を行います。

② ひきこもり対策

(i) ひきこもり地域支援センターの相談支援機能のさらなる充実や、生活困窮者自立相談支援機関の連携強化に取り組みます。

(ii) 潜在的な要支援者の早期発見・早期支援に努めるとともに、複合的な問題に対応するために多機関による連携やアウトリーチ型の相談・支援体制の充実を図っていきます。

③ 自殺対策

(i) 「いのち支える大分県自殺対策計画」に基づき、生きることへの包括的な支援として推進します。

(ii) 様々な分野の支援にあたる人々が密接に連携し、一体的に取り組むことで総合的な対策を展開します。

(iii) 身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、身近な相談窓口や精神科医等の専門家につなぎ、見守っていけるよう、実践と啓発を両輪として推進します。

(iv) 県、市町村、各種団体、企業、県民等が、連携・協働して、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

④ 再犯防止対策

(i) 安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「大分県再犯防止推進計画」に基づき、市町村とともに国の関係機関や地域生活定着支援センター等の民間団体と連携して再犯の防止に関する施策を推進します。

(ii) 犯罪をした人等を地域から排除し孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」を確保して、責任ある社会の一員となるように支える取組を推進します。

(iii) 地域生活定着支援センターの相談支援機能のさらなる充実や機能強化に取り組みます。

**(3) 通院や買い物等移動に困難を抱える人に対する支援**

■現状と課題

過疎化の進行に伴い、減便や路線の廃止等公共交通の縮小が懸念される中、自家用車の運転が困難になった高齢者や障がい者等の移動や買い物に対するニーズはむしろ増加することが考えられることから、地域の実情に応じた支援を推進する必要があります。

そのため県では、複数の市町村をまたぐ幹線的な乗合バス路線を運行する乗合バス事業者に対し、運行費用の一部を助成し、広域的な移動手段の確保・維持に努めていますが、利用者の減少や乗務員不足により、バス路線の廃止や減便が進みつつあります。

また、コミュニティバス<sup>※1</sup>や乗合タクシーの運行等を行う市町村に対し、必要となる費用の一部を助成し、地域内の移動手段の確保・維持にも努めていますが、幹線的な路線と同様に利用者の減少やバス・タクシーの乗務員不足により、バス路線の廃止・減便やタクシーの配車を断るケースが増加しています。

#### ■施策の方向

##### ① 生活交通の確保・維持

- (i) 市町村における住民主体の移動支援の仕組みづくりを支援します。
- (ii) 乗合バス事業とタクシー事業の維持のため、乗務員の確保を支援します。
- (iii) 地域における生活交通を確保するため、乗合バス事業者による乗合バスの運行や市町村によるコミュニティバス等の運行など、公共交通の確保、維持に関する取組を引き続き支援するとともに、コミュニティバスや乗り合いタクシーを補完する移動手段として、ライドシェア<sup>※2</sup>の導入についても市町村や交通事業者等と連携しながら検討を行います。

#### (4) 住民参加型福祉サービス等の推進

##### ■現状と課題

少子高齢化が進む本県では、「高齢化集落」が1,833集落（令和5（2023）年度末時点）と、自治区（集落）全体の4割を超えており、今後も増加することが見込まれています。

高齢化集落などでは、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯など、地域で暮らし続けるための支援を必要としている方がいる一方で、元気な高齢者には、豊富な知識と経験を活かして生きがいを感じることができるとともに、新たな仕組みづくりも必要となっています。

こうした中、ごみ出しや庭の草取り、こどもの預かり等、公的サービスでは賅えない生活のちょっとした困りごとを、お互いが気を遣うことなく地域で支え合えるよう有償でお手伝いする「住民参加型福祉サービス」の取組が県内各地で始まっています。

また、高齢化集落の維持・活性化に向けても、高齢者の見守りや祭り、共同草刈りなどを、小学校区単位の複数集落等で補い合う「ネットワーク・コミュニティの構築」を進めており、それを担う組織として、県内各地に住民主体のまちづくり協議会などの地域コミュニティ組織の設立が進んでいます。

##### ■施策の方向

##### ① 住民参加型福祉サービスの拡充

※1 コミュニティバス：公共交通空白地域及び不便地域において、地域住民の移動手段を確保を目的に地方自治体等が運行するバスのこと。

※2 ライドシェア：令和6年時点で、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業（日本版ライドシェアとも呼ばれる）と、バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する自家用有償旅客運送制度（公共ライドシェアとも呼ばれる）の2種類がある。

- 1 (i) 住民自らが参画し多様な地域課題の解決に取り組めるよう、先進事例や取組手法  
2 を学ぶ場の充実を図るなど、住民参加型福祉サービスに取り組む地域を支援します。  
3 (ii) 県内のすべての自治区（集落）において住民参加型福祉サービスが利用できるよ  
4 う、市町村と連携して、住民参加型福祉サービスの立ち上げ支援を行います。

## 5 ② ネットワーク・コミュニティ構築の推進

- 7 (i) 人口減少の中で、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いを尊重し、複  
8 数集落等で機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築をさらに推進します。  
9 (ii) 地域コミュニティ組織等の自立的・持続的な運営が可能となるよう支援を強化し  
10 ます。

## 11 2 権利擁護支援の推進

---

### 13 (1) 成年後見制度等の利用促進

#### 14 ■現状と課題

15 成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいにより、判断能力が不十分になった方  
16 の財産の管理や日常生活の支援等を行う人（後見人・補佐人・補助人）を家庭裁判所が選任  
17 し、法的に保護する制度です。

18 県ではこれまで、平成28（2016）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する  
19 法律」や令和4（2022）年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」  
20 に基づき、本制度の必要性など権利擁護支援の理解浸透や市町村の中核機関整備の支援等  
21 を行ってきました。

22 そのような中、令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者となることから、認知症高  
23 齢者が増加するなど、本制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大するこ  
24 とが見込まれます。全国どの地域においても、尊厳ある本人らしい生活を継続することがで  
25 き、必要な人が本制度を利用できるようにするため、中核機関のコーディネート機能の強化  
26 等を通じた連携・協力による地域づくりや地域の担い手の育成が必要です。併せて、判断能  
27 力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任・交代できる  
28 ようにするためには、成年後見制度の担い手である弁護士等の専門職、市民後見人、社会福  
29 祉協議会などの法人など多様な主体が、各地域に存在している必要があります。

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
ア 「共通理解の促進」の視点	イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む）</li> <li>・権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化</li> <li>・中核機関と各相談支援機関との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各相談支援機関等の連携のしくみづくり</li> <li>・成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり</li> <li>・成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成</li> <li>・専門職団体による専門職後見人の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり</li> <li>・市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援</li> <li>・制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築</li> <li>・家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築</li> </ul>

1

2 ※ 厚生労働省作成資料より抜粋

3

4 ■ 施策の方向

5 ① 成年後見制度の利用促進

6 (i) 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化の取組を支援します。

7

8 (ii) 市町村が行う市民後見人養成への取組を支援します。また、適切な後見活動が行えるよう、法人後見従事者への研修を実施します。

9

10 ② 日常生活自立支援事業の推進

11 判断能力が十分でない高齢者等を対象として、大分県社会福祉協議会（大分県あんしんサ  
12 ポートセンター）が行う、金銭管理や福祉サービスの利用援助等の「日常生活自立支援事業」  
13 を引き続き推進します。

14

15 ■ 目標指標

16

指標名	令和5（2023）年度	令和11（2029）年度
	基準値	目標値
市民後見人養成研修実施市町村数	13市村	18市町村

17

18

## 1 (2) 児童・高齢者・障がい者の虐待防止

### 2 ■現状と課題

3 児童や高齢者、障がい者の虐待を防止するための各法律が施行され、県や市町村等の関係  
4 機関が虐待の早期発見や早期支援に取り組んでいますが、残念ながら身体的・心理的虐待の  
5 ほか、経済的虐待などが後を絶たない状況にあり、虐待防止は社会全体で取り組むべき喫緊  
6 の課題となっています。

7 虐待防止に向けては、養護者や家族等と接する機会が多い医療機関や介護施設、福祉サー  
8 ビス事業所等との連携を図り、早期発見や通報体制の整備に取り組むとともに、介護や子育  
9 てをしている家族などの養護者の精神的・肉体的な負担を軽減していくための相談支援体  
10 制の充実を図っていく必要があります。

11 また、介護・福祉サービス施設の従事者等による虐待防止に向けては、普及啓発や研修の  
12 充実などの対策を推進する必要があります。

### 14 ■施策の方向

#### 15 ① 児童虐待

16 (i) 児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図り、児童虐待防止の取組を推進する  
17 ため、国の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」にあわせた県要保護  
18 児童対策地域協議会の開催など児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を行  
19 います。

20 (ii) 増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の職員配置などの  
21 体制強化や関係機関の専門性向上のための研修の充実に努めます。

22 (iii) 要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所・市町村・警察など関係機関に  
23 よる情報の共有と連携を強化して、支援が必要な子どもや保護者の早期発見と適切  
24 な支援に取り組みます。

#### 26 ② 高齢者虐待

27 (i) 虐待発見者の通報義務のほか、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の利  
28 用促進について、養護者をはじめとする県民への普及啓発に努めます。

29 (ii) 虐待への対応力向上や関係機関の連携強化を図るため、市町村や地域包括支援セ  
30 ンター職員等に対する研修を充実・強化するとともに、市町村等と一体となって虐待  
31 対応に取り組みます。

32 (iii) 介護施設従事者等を対象とした虐待防止研修を実施するとともに、施設への実地  
33 指導や監査等の機会を捉え具体的な指導を行います。

#### 35 ③ 障がい者虐待

36 (i) 障害者虐待防止法等に関する広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法  
37 等の適切な運用を通じ、市町村をはじめとする関係機関の支援に取り組みます。

1 (ii) 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防  
2 止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に向  
3 けて取り組みます。

4 (iii) 労働局、県警、市町村との緊密な連携による虐待通報への適切な対応により、虐  
5 待を受けた障がい者の安全確保や自立支援などに取り組みます。

6 (iv) 家族等の養護者については、介護疲れなどの重い負担や知識不足などが虐待の要  
7 因となることもあるため、市町村と連携し相談及び助言などを通じた支援を図りま  
8 す。

### 9 10 **3 共生意識の醸成と取組の促進**

#### 11 **(1) ユニバーサルデザインの推進**

##### 12 **■現状と課題**

13 少子・高齢化やライフスタイルの多様化が進む現在、皆で子どもや若者を育成し、年齢や  
14 障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが重要  
15 です。

16 本県では、平成7（1995）年に「大分県福祉のまちづくり条例」を制定し、福祉のまちづ  
17 くりに関する、県、市町村、県民の責務を明らかにするとともに、建築物等のバリアフリー  
18 基準を定め、事業者に対して基準への適合を求めています。

19 併せて、高齢者や障がい者を含むすべての県民が、安全かつ自由に行動し、社会、経済・  
20 文化等の活動に参加することができる、乗合バスへのノンステップバス導入、歩道の段差解  
21 消や多目的トイレ設置等の公共施設の改修、歩行が困難な方などが、障がい者用駐車場など  
22 施設の入口付近の区画に駐車できるよう、県が共通の利用証を発行する「大分あったか・は  
23 ーと駐車場利用証制度」の普及にも努めているところです。

24 一方、こうした「まち」や「もの」の分野だけではなく、様々な心身の特性や考え方を持  
25 つ人々が、相互の理解を深めるとともに、支え合うことができるよう、「こころ」のユニバ  
26 ーサルデザインについても推進する必要があります。

27 国においては、東京パラリンピックを契機として、共生社会の実現に向けて踏み出すため  
28 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定したところですが、本県においても、「大  
29 分国際車いすマラソン大会」をはじめとする障がい者スポーツや、世界93か国・地域の約  
30 3,600人の留学生が集い、人口当たりの留学生数が全国トップクラスであることなどの強み  
31 を活かしながら、共生意識の醸成を図っていく必要があります。

32 また、人権に関して、令和5（2023）年度に県が行った意識調査では、「今の日本で、人  
33 権は尊重されていると思うか」という質問に対して、「尊重されている・どちらかと言えば  
34 尊重されている」と回答した人は72.0%で、前回調査(71.8%)と比較するとほぼ同様の状況  
35 となっています。

36 こどもの虐待や高齢者・障がい者に対する差別や偏見、貧困層の顕在化、また近年ではイ  
37 ンターネットによるプライバシーの侵害や誹謗中傷、セクシュアル・マイノリティ（性的少



数者)の人権問題など、人権を取り巻く情勢は複雑・多様化しており、人権課題の対応とともに、人権が尊重される社会の実現に向けて、今後も幅広い層の県民に対し、粘り強く普及啓発に取り組んでいく必要があります。

■施策の方向

① 「まち」や「もの」のユニバーサルデザインの推進

(i) 建築物のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進するため、建築関係者を中心に「福祉のまちづくり条例」の周知を行い、基準適合の徹底を図ります。

(ii) 「大分あったか・は一と駐車場」協力施設及び区画の拡大と利用マナーの向上に資する取組を通じ、高齢者や障がい者、妊産婦の方々などの利便性の向上を図ります。

(iii) バス事業者が行うノンステップバスの購入に対し、引き続き助成を行い、乗合バスのユニバーサルデザインの推進を支援します。

② 「こころ」のユニバーサルデザインの推進

(i) 啓発活動を通じて「こころ」のユニバーサルデザインに対する県民の理解促進を図るとともに、障がい者スポーツの体験等を通じた共生意識の醸成や多言語でのバリアフリー情報提供などによる多文化共生<sup>※1</sup>の推進に取り組みます。

(ii) 幅広い層の県民に人権について学ぶ機会を提供するため、各種講座、研修会、講演会などを開催するとともに、地域・企業・団体等で人権啓発を行うリーダーを養成し、各種人権課題に関する情報を分かりやすく伝えていきます。

■目標指標

指標名	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度
	基準値	目標値
大分あったか・は一と駐車場設置協力区画数	2,555区画	2,800区画

(2) 合理的配慮の推進

■現状と課題

障がい者が地域で安心して生活を送るためには様々な生活の場面において、先入観や偏見、誤解などにより不利益を被り孤立したり、困難な状況に陥ったりすることがないようにすることが重要です。

これまで県では、「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」への相談窓口設置

※1 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

1 など、関係する相談支援機関等との連携に努めてきました。

2 また、平成28（2016）年4月に、「障がい理由とする差別の禁止」や「社会的障壁を  
3 取り除くために必要な合理的配慮の不提供の禁止」などを内容とする障害者差別解消法が  
4 施行され、県においても全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互  
5 に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障がいのある人もない人も  
6 心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

7 さらに、令和6（2024）年4月から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障  
8 がいのある人への合理的配慮の提供<sup>※1</sup>が義務化されました。

9

#### 10 ■施策の方向

11 ① 「合理的配慮の提供」が事業所にも義務化されたことに伴い、障がいのある人から社会  
12 的障壁の除去を求める意思表示があった場合、必要な合理的配慮が行えるよう、行政・事  
13 業所・各種団体等に対する普及啓発に努めます。

14 ② 大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターでの差別、人権・財産侵害等に関する  
15 相談事案に対し、弁護士・医師・税理士等と連携して対応します。

---

※1 事業者や行政機関等に、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。